

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当部長 殿  
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
流域管理官付 課長補佐

### 雨天時浸入水に起因する事象報告について

分流式下水道を採用している都市において、施設の老朽化の進行や地震等の被災、高強度降雨の増加等に伴い、降雨時に下水の流量が増加し、汚水管等からの溢水や宅内への逆流等が発生しています。

このような状況に速やかに対処するため、国土交通省は分流式下水道における雨天時浸入水に起因する事象に対し、効果的かつ効率的な対策及びその計画を立案するための基本的な考え方等を定めた「雨天時浸入水対策ガイドライン（案）」を策定するとともに、「雨天時浸入水対策への取組の推進について」（令和2年1月31日付国水 downstream 第19号）において、計画降雨以下の降雨に対して雨天時浸入水に起因する事象が発生する地方公共団体へ雨天時浸入水対策計画の速やかな策定と、効果的かつ効率的な雨天時浸入水対策の実施をお願いしています。

雨天時浸入水に起因する事象につきましては、今後も発生状況等を継続的に把握する必要があることから、これらの事象が発生した場合には、別紙にて記載いただき、報告いただきますようお願いいたします。このとき、水質事故に該当する事案においては、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」の提出を求めませんのでご留意ください。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く）にも周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 雨天時浸入水に起因する事象について

分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を、雨天時浸入水に起因する事象（以下「事象」という。）としています。

(事象1) 処理場外にある汚水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢水、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内ます等から溢水すること

(事象2) 処理場外にある汚水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管きょやポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢水対策として設置した管きょから、下水が公共用水域へ流出すること

(なお、晴天時における溢水についても、直近の降雨等の影響の可能性があることから、「維持管理事故（水質事故等）に関する事故災害報告書」ではなく、「雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書」にて作成していただき報告してください。)

(事象3) 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せずに放流または流出すること

(この場合、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがあるときは、速やかに状況及び講じた措置の概要を環境部局等に届け出ることとする。)

## 2. 報告の内容

別添の雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書（別紙1）に必要事項を記入の上、ご報告をお願いします。

以 上

## 雨天時浸入水に起因する事象に関する報告書

第 報

(令和 年 月 日 時 分 現在)

担当:

氏名:

連絡先電話番号:

E-mail:

都道府県名		事業者		事業種別	<input type="checkbox"/> 公共下水道	<input type="checkbox"/> 特公下水道	<input type="checkbox"/> 特環下水道
都道府県 コード		市町村 コード			<input type="checkbox"/> 流域下水道		
発生日時	※推定の場合はその旨記載。						
発生場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生場所(処理区)等</li> <li>放流先河川名(海域名)</li> </ul>						
	<input type="checkbox"/> 管渠 <input type="checkbox"/> マンホール <input type="checkbox"/> 処理場 <input type="checkbox"/> ポンプ場 <input type="checkbox"/> その他(民間施設等)						
施設損傷 について	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 施設・設備名: _____ 供用年数 _____ 年 / 耐用年数 _____ 年 (メンテナンスの状況について)						
事象類型	<input type="checkbox"/> ① 処理場外にある污水管のマンホール等からの溢水や宅内への逆流 <input type="checkbox"/> ② 処理場外にある污水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出 <input type="checkbox"/> ③ 処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出 <input type="checkbox"/> ④ その他の事象(①～③以外の事象)						
事象等の 経緯及び対応							

<p>事象の原因等</p>	<p>・ 事象の原因(降雨状況・地理的条件など)</p> <p><input type="checkbox"/> 処理区内で降雨あり (時間最大雨量 _____ mm/h)</p> <hr/> <p>・ 放流水質について ( 処理場名 : _____ )</p> <table border="1" data-bbox="296 707 1469 972"> <thead> <tr> <th>測定物質</th> <th>計測値</th> <th>基準値(下水道法 / 水濁法等)</th> <th>水質事故に該当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 該当する</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td rowspan="2"><input type="checkbox"/> 該当しない</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 測定を行った理由 ( _____ )</p> <p>※水質測定は、下水道管理者が、排水基準に適合しないおそれがある水が公共用水域に排出され、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあると判断したときに実施してください。測定項目についても、下水道管理者が必要と考える項目を選択し、測定してください。  ※測定した場合は、必ず測定結果を国土交通省に報告してください。</p>	測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当				<input type="checkbox"/> 該当する							<input type="checkbox"/> 該当しない			
測定物質	計測値	基準値(下水道法 / 水濁法等)	水質事故に該当																
			<input type="checkbox"/> 該当する																
			<input type="checkbox"/> 該当しない																
<p>事象への対応状況</p>	<p><input type="checkbox"/> 下水道管理者自らが行う緊急的な措置 ( _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関への連絡 ( _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> 関係機関の取った緊急措置 ( _____ )</p> <p><input type="checkbox"/> マスコミ対応 ( _____ )</p>																		
<p>水道原水など 利水への影響</p>	<p><input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ( _____ )</p> <p>※有の場合は、どこで影響があるか記載</p>																		
<p>再発防止策</p>	<p> </p>																		

注1. 図面、写真、報道発表資料、新聞記事等があれば添付すること。

事務連絡  
令和2年4月3日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の現状分析及び提言」について（情報提供）  
及び事業継続に向けた準備について（依頼）

我が国における新型コロナウイルス感染症の現状については、今のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的急増）は見られていないものの、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している状況にあります。

このような状況の中、4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、新たに、地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標や「3つの密」を避けるための取組の徹底等、市民の行動変容の必要性について提示されたところです。

これを踏まえ、貴団体におかれましては、本内容について適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

また、各下水道管理者におかれましては、昨今の状況を踏まえ、職員を含め業務従事者が感染した場合等でも、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条及び第8条に基づき、各地方公共団体が作成している行動計画等に従い、業務継続が可能な体制の整備及びその他の必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

(添付資料)

○第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）及び所管の指定公共機関に対する事業継続の準備の要請について（依頼）（令和2年4月2日付け国土交通省大臣官房危機管理官事務連絡）

以上

事務連絡  
令和2年4月3日

日本下水道事業団  
総務課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道部下水道企画課課長補佐

第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）及び事業継続に向けた準備について（依頼）

我が国における新型コロナウイルス感染症の現状については、今のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的急増）は見られていないものの、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している状況にあります。

このような状況の中、4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議においては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、新たに、地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標や「3つの密」を避けるための取組の徹底等、市民の行動変容の必要性について提示されたところです。

これを踏まえ、貴法人におかれては、本内容について適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

なお、地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条又は第8条に基づく行動計画を、指定公共機関及び指定地方公共機関は、同法第9条に基づく業務計画を作成することとされております。貴法人におかれては、いずれにも該当してはおりませんが、昨今の状況を踏まえ、役職員が感染した場合等でも、貴法人の定めた業務継続計画に従い、事業継続が可能な体制の整備及びその他の必要な準備を進めて頂けますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）及び所管の指定公共機関に対する事業継続の準備の要請について（依頼）（令和2年4月2日付大臣官房危機管理官事務連絡）

事務連絡  
令和2年4月2日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議における「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」について（情報提供）及び所管の指定公共機関に対する事業継続に向けた準備の要請について（依頼）

令和2年4月1日、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」という。）が示されました。

提言においては、感染のまん延状況に応じて、「感染拡大警戒地域」、「感染確認地域」及び「感染未確認地域」の3つの地域区分ごとに、基本的な考え方や想定される対応等が提示（提言中Ⅳ. 1.）されるとともに、行動変容の必要性として、「3つの密」を避けるための取組の徹底等が指摘（提言中Ⅳ. 2.）されたところです。

また、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたことを踏まえ、対策に万全を期す観点から、同法の指定公共機関に対し、事業が継続できる体制の整備その他の必要な準備を要請する必要があります。

つきましては、貴局等において、提言について御了知いただくとともに、所管事業者に対し情報提供を行っていただきますよう、よろしく申し上げます。

併せまして、所管の指定公共機関に対し、事業が継続できる体制の整備その他の必要な準備を要請していただけますよう、よろしく申し上げます。

（別添1）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」概要

（別添2）「専門家会議提言の地域区分ごとに想定される対応について」

（別添3）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

第 10 回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020 年 4 月 1 日）概要

## 状況分析

### 1. 国内（全国）の状況

今のところ諸外国のような、オーバーシュート（爆発的患者急増）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増。医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており医療供給体制の強化が近々の課題。

### 2. 海外の状況

欧州や米国では感染が爆発的に拡大し、世界の状況はより厳しい状況。

## 提言

### 1. 地域区分について

- 地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標として、①新規確定患者数、②リンクが不明な新規確定患者数、③帰国者・接触者外来の受診者数等を提示。
- ①「感染拡大警戒地域」、②「感染確認地域」、③「感染未確認地域」の3つの地域区分ごとに、基本的な考え方や想定される対応を提示。  
(別添参照)

### 2. 行動変容の必要性について

①「3つの密」を避けるための取組の徹底、②自分が患者になったときの受診行動等について指摘。

### 3. 地域の医療提供体制の確保について

①重症者を優先した医療提供体制の確保、②病院、施設における注意事項、③医療崩壊に備えた市民との認識共有について指摘。

### 4. 政府等に求められる対応について

休業等を余儀なくされた店舗等の事業継続支援や従業員等の生活支援など経済的支援策をはじめ、医療提供体制の崩壊を防ぐための病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備、重症者増加に備えた人材確保等に万全を期すべきと指摘。

# 専門家会議提言の地域区分ごとに想定される対応について

地域区分	想定される対応
<p><b>①感染拡大警戒地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その前週と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュートと呼べるほどの状況には至っていない等の地域。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「3つの密」を避けるための取組をより強く徹底。</li> <li>✓ 自治体首長からの行動制限メッセージ等を発信。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・期間を明確にした外出自粛要請</li> <li>・10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避ける</li> <li>・家族以外の多人数での会食などは行わない 等</li> </ul> </li> <li>✓ 地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討。</li> </ul>
<p><b>②感染確認地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①でも③でもない地域</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については実施。</li> <li>✓ 屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控える。 等</li> </ul>
<p><b>③感染未確認地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>直近の1週間において、感染者が確認されていない地域。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 屋外イベントや文化・芸術施設の利用等については、適切な感染症対策を講じたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施。 等</li> </ul>

# 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

## 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）

### I. はじめに

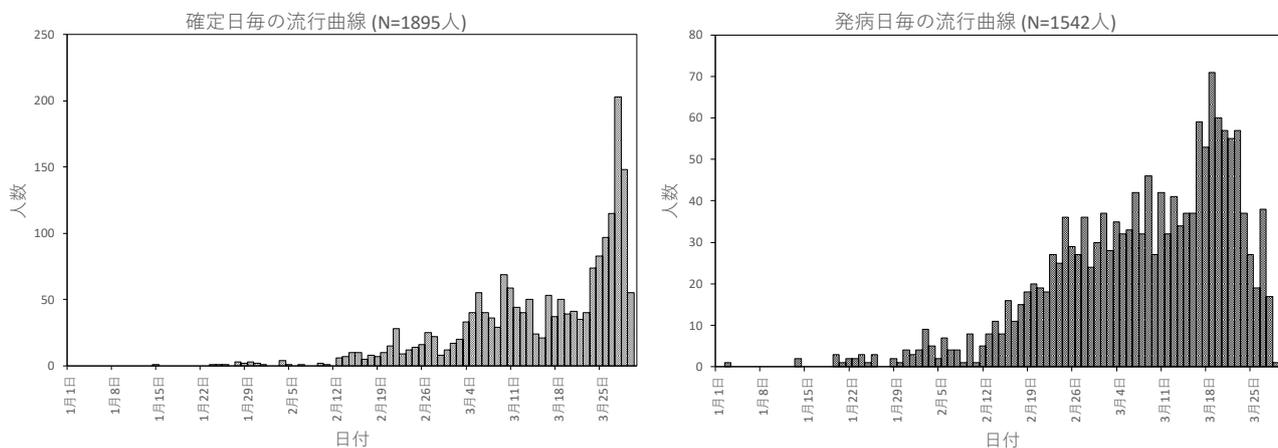
○ 本専門家会議は、去る3月19日に「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「3月19日の提言」という。）を発表し、その後、海外からの移入が増加していたことも踏まえ、3月26日に「まん延のおそれが高い」状況である旨の報告を行った。これを受け、同日付けで政府では政府対策本部を立ち上げられたが、前回の提言から約2週間が経過したので、最新の情報に基づいて状況分析を更新するとともに、提言を行うこととした。

### II. 状況分析

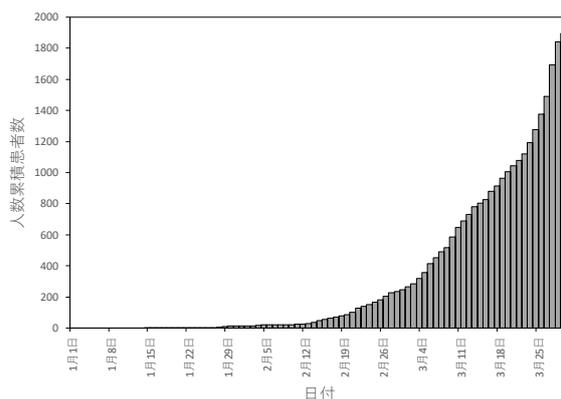
#### 1. 国内（全国）の状況

○ 前回の「3月19日の提言」から2週間が経過した現在の全国的な状況については、  
 ・ **新規感染者数は、**日ごとの差はあるものの、3月26日に初めて1日の新規感染者数が100人を超え、累積感染者数は3月31日には2000人を超えるに至っている。特に、確定日別でも発病日別でも**都市部を中心に感染者数が急増している**。31日は、東京都で78人、大阪府では28名などの新規感染者が確認された。こうした地域においては、クラスター感染が次々と報告され、感染源（リンク）が分からない患者数が増加する状況が見られた。

【図1. 日本全国における流行曲線（左図：確定日別、右図：発病日別）】

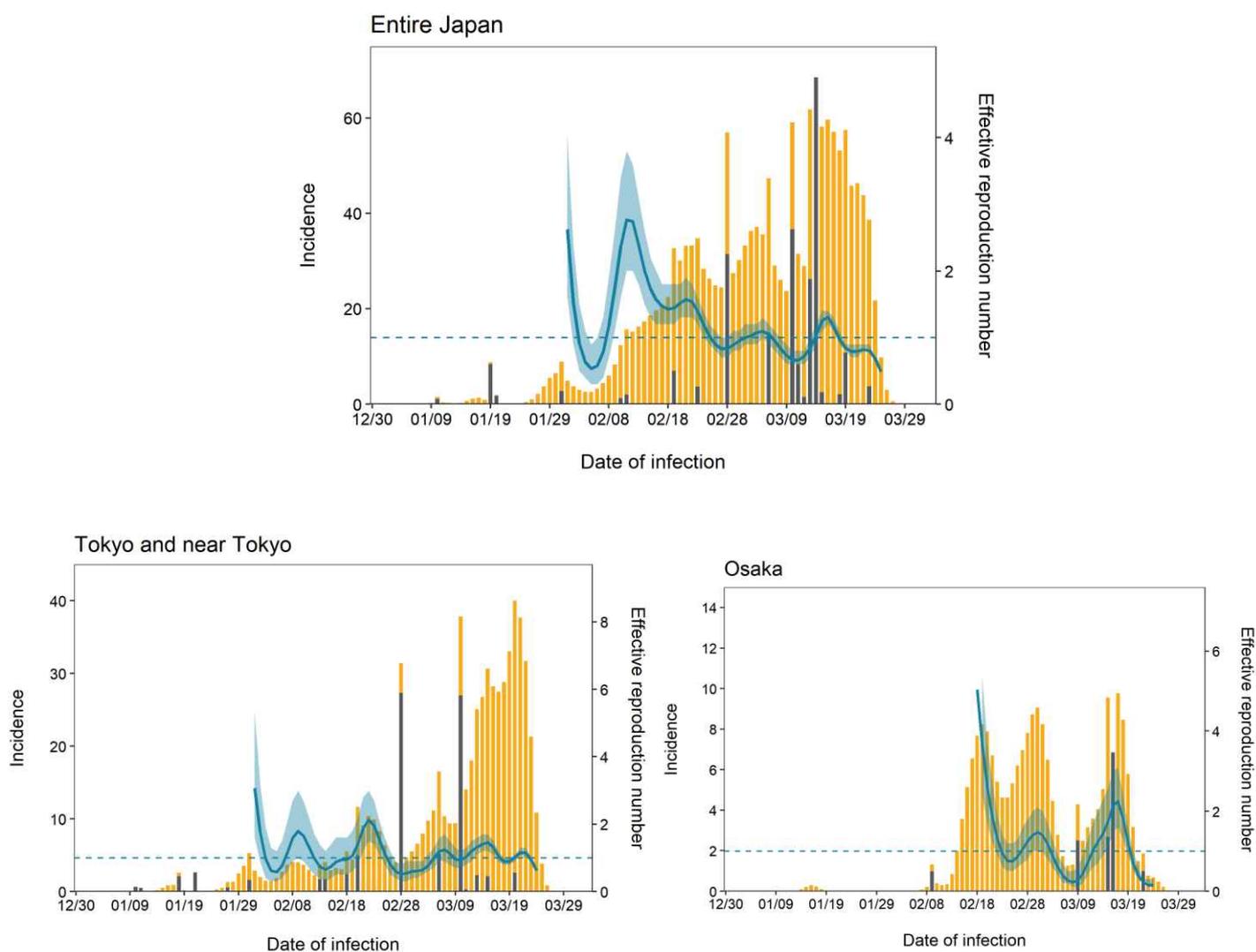


【図2. 累積感染者数（日本）】



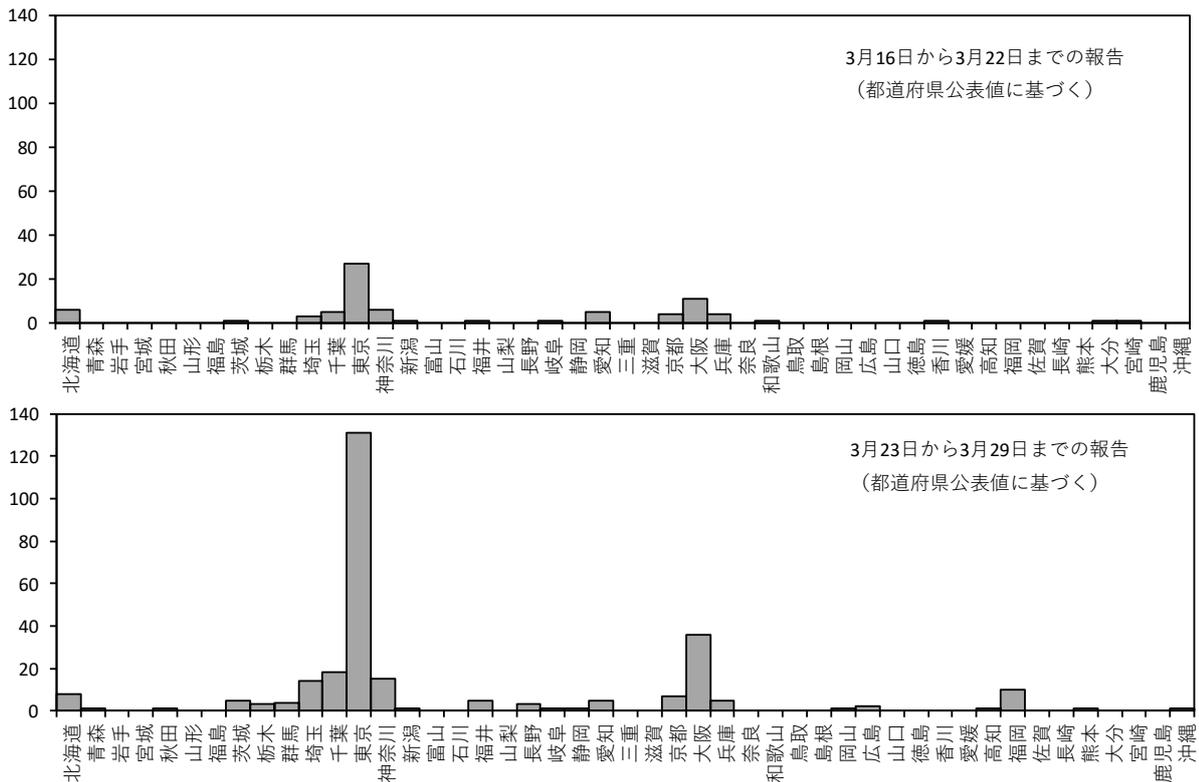
- ・日本全国の実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時刻における、1人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値）は、3/15時点では1を越えており、その後、3月21日から30日までの確定日データに基づく東京都の推定値は1.7であった。今後の変動を注視していく必要がある。
- ・また、海外からの移入が疑われる感染者については、3月上旬頃までは、全陽性者数に占める割合が数%台であったものの、3月11日前後から顕著な増加を示し、3月22日、23日頃には4割近くを占めるようになった後、直近はやや減少に転じている。
- ・最近では、若年層だけでなく、中高年層もクラスター発生の原因となってきている。
- ・また、最近のクラスターの傾向として、病院内感染、高齢者・福祉施設内感染、海外への卒業旅行、夜の会合の場、合唱・ダンスサークルなどが上げられる。特に、台東区におけるクラスターについては全貌が見えておらず、引き続き注意が必要である。

【図3. 実効再生産数 日本全国、東京と東京近郊、大阪】



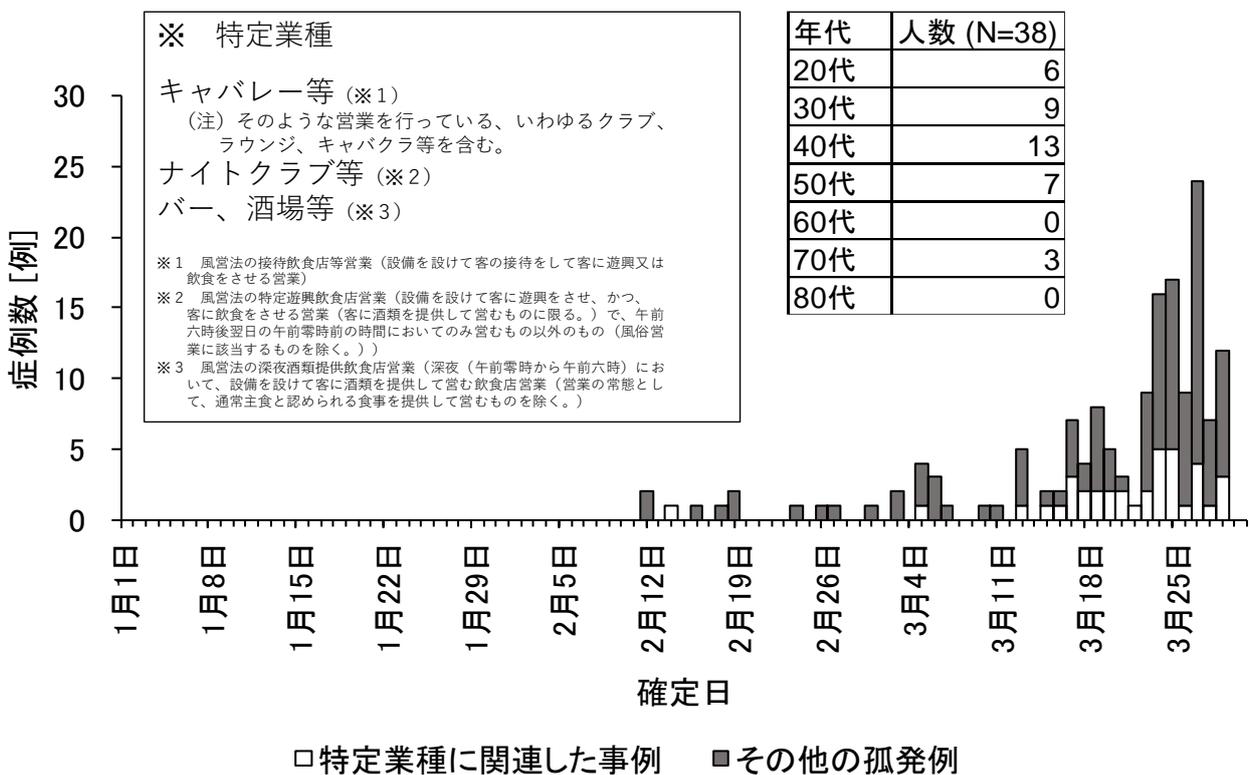
※ 推定された感染時刻別の新規感染者数（左縦軸・棒グラフ；黄色は国内発生推定感染時刻別の感染者数、紺色は推定感染時刻別の輸入感染者数）とそれに基づく実効再生産数（1人あたりが生み出した2次感染者数・青線）の推定値。青線は最尤推定値、薄青い影は95%信頼区間である。

【図4. 都道府県別にみた感染源（リンク）が未知の感染者数の推移（報道ベース）】



※ 2020年3月16日～22日、3月23日～29日の間に報道発表された各都道府県の感染源が分からない感染者数の推移（報道ベース）。これらのうち積極的疫学調査によって感染源が探知された者は、今後、集計値から引かれていくことになる。流動的な数値であることに注意が必要である。

【図5. 夜の街クラスターについて（東京都）】



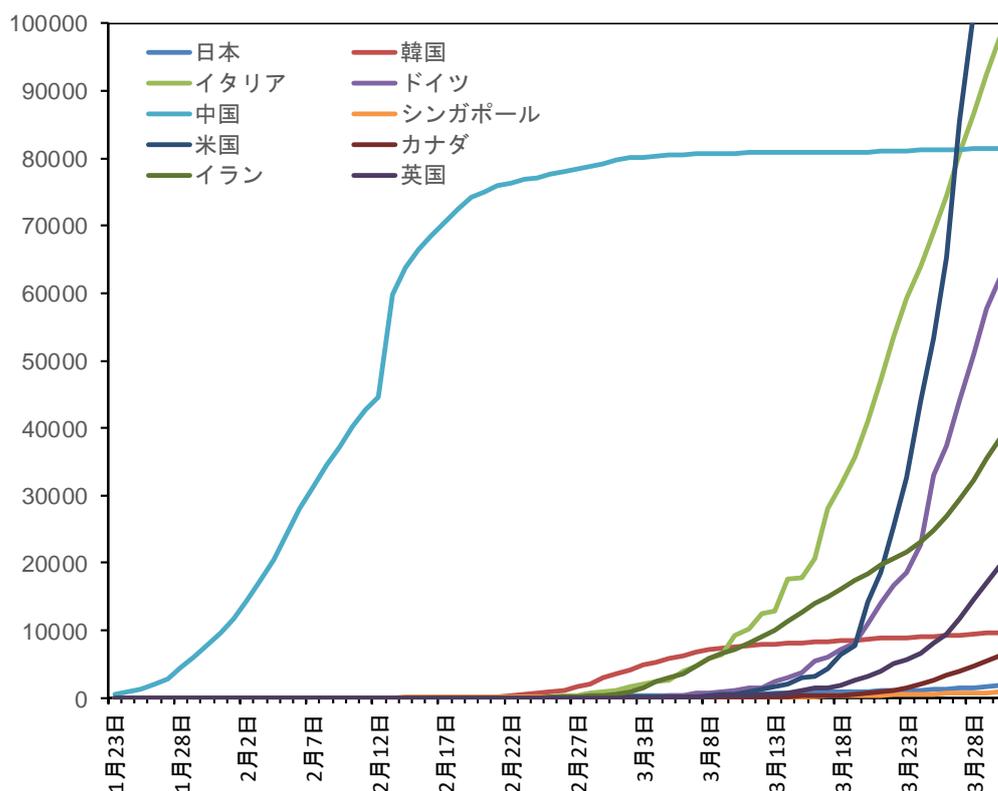
○ 以上の状況から、我が国では、今のところ諸外国のような、オーバーシュート（爆発的患者急増<sup>1)</sup>）は見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染者数が急増している。そうした中、医療供給体制が逼迫しつつある地域が出てきており医療供給体制の強化が喫緊の課題となっている。

○ いわゆる「医療崩壊」は、オーバーシュートが生じてから起こるものと解される向きもある。しかし、新規感染者数が急増し、クラスター感染が頻繁に報告されている現状を考えれば、爆発的感染が起こる前に医療供給体制の限度を超える負担がかかり医療現場が機能不全に陥ることが予想される。

## 2. 海外の状況

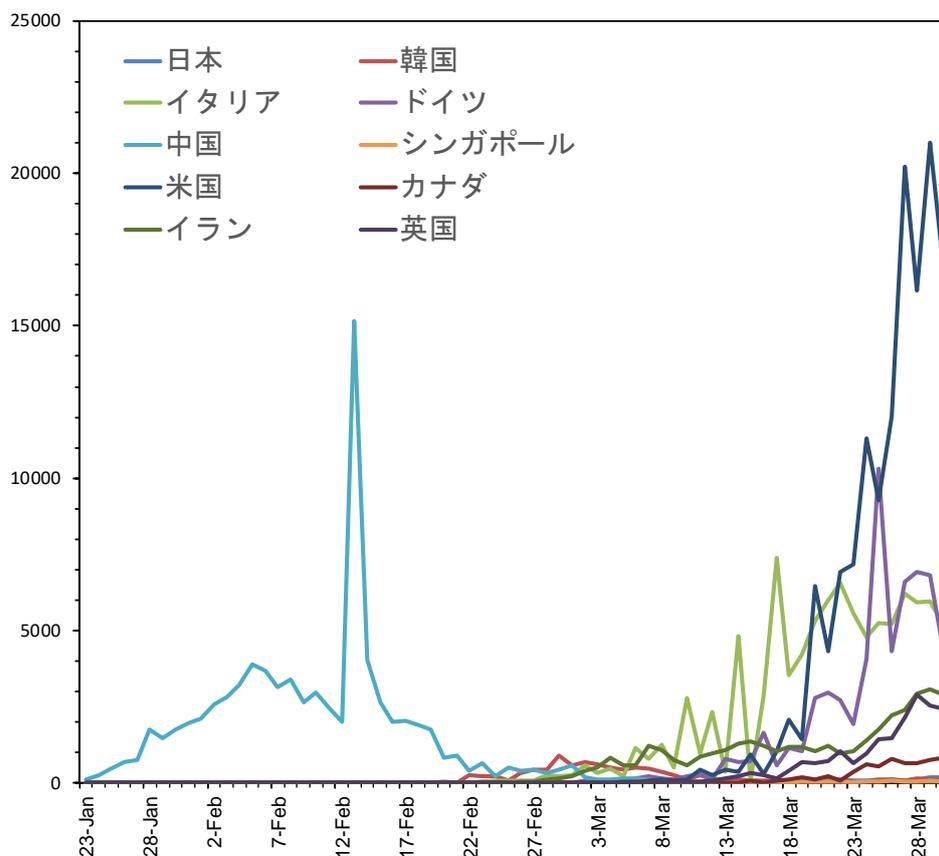
○ この間、欧州や米国では感染が爆発的に拡大し、世界の状況はより厳しいものとなっている。こうした国々では、医療崩壊により十分な医療が受けられない状況が起きており、日本でもその場面を取り上げた報道がなされている。

【図6. 累積感染者数の国別推移】



<sup>1</sup> オーバーシュート： 欧米で見られるように、爆発的な患者数の増加のことを指すが、2～3日で累積患者数が倍増する程度のスピードが継続して認められるものを指す。異常なスピードでの患者数増加が見込まれるため、一定期間の不要不急の外出自粛や移動の制限（いわゆるロックダウンに類する措置）を含む速やかな対策を必要とする。なお、3月21～30日までの10日間における東京都の確定日別患者数では、2.5日毎に倍増しているが、院内感染やリンクが追えている患者が多く含まれている状況にあり、これが一過性な傾向なのかを含め、継続的に注視していく必要がある。

【図7. 新規感染者数の国別推移（確定日ベース）】



### Ⅲ. 現在の対応とその問題点

#### 1. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方について

- 「3月19日の提言」における「Ⅱ. 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」においては、クラスター連鎖の防止を図っていくための「対策のバランス」の考え方を、地域の感染状況別に整理したものである。
- しかし、自治体などから、「自らの地域が3分類のどこに当たるのか教えて欲しい」という要望があることや、前提となる地域のまん延の状況や、医療提供体制の逼迫の状況を判断する際の、国・都道府県で共通のフォーマットとなる指標の考え方が対外的に示されていない、という課題が指摘された。

#### 2. 市民の行動変容の必要性

- 「3月19日の提言」においては、「短期的収束は考えにくく長期戦を覚悟する必要があります」とした上で、市民の方に対し、感染リスクを下げるための行動変容のお願いをした。

- しかし、①集団感染が確認された場に共通する「3つの密」を避ける必要性についての専門家会議から市民の方へのメッセージが十分に届かなかったと考えられること、②このところ、「コロナ疲れ」「自粛疲れ」とも言える状況が見られ、一部の市民の間で警戒感が予想以上に緩んでしまったこと、③国民の行動変容や、健康管理に当たって、アプリなどSNSを活用した効率的かつ双方向の取組が十分には進んでいないことなどの課題があった。

### 3. 医療提供体制の構築等について

#### (1) 重症者を優先する医療提供体制の構築

- 今後、新型コロナウイルス感染症の患者が大幅に増えた場合に備え、この感染症による死者を最大限減らすため、新型コロナウイルス感染症やその他の疾患を含めた、地域の医療提供体制の検討・整備を行うことが必要である。

#### (2) 病院、福祉施設等における注意事項等

- 大分県、東京都、千葉県などで数十名から100名近い病院内・施設内感染が判明した。高齢者や持病のある方などに接する機会のある、医療、介護、福祉関係者は一層の感染対策を行うことが求められるほか、利用者等を介した感染の拡大を防止していくことが求められる。

## IV. 提言

### 1. 地域区分について

#### (1) 区分を判断する際に、考慮すべき指標等について

- 地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等は以下のとおりである。
- 感染症情報のリアルタイムでスムーズな情報の把握に努められるよう、都道府県による報告に常に含む情報やタイミングに関して統一するよう、国が指示等を行うとともに、国・都道府県の双方向の連携を促進するべきである。

#### 【地域ごとのまん延の状況を判断する際に考慮すべき指標等】

指標	考え方
①新規確定患者数	○感染症法に基づいて届出された確定患者数。各確定日で把握可能。約2週間程度前の感染イベントを反映することに注意を要する。
②リンクが不明な新規確定患者数	○都道府県内保健所による積極的疫学調査の結果、感染源が不明な感染者。地域におけるコミュニティ伝播を反映する。 ○報告時点では、リンクが繋がっていないことも多く、把握には日数を要する。 ○海外からの輸入例はここから別途集計すべきである。

③帰国者・接触者外来の受診者数	○オーバーシュート（爆発的患者急増）を可能な限り早く捉えるために、確定患者に頼らないリアルタイムの情報分析が重要である。
④帰国者・接触者相談センターの相談票の数項目（※）	○①～⑤の数値の動向も踏まえて総合的な検討を要す。 ※ ①帰国者・接触者外来受診を指示された件数（報告日別）、 ②医療機関からの相談件数（報告日別）推移の2項目
⑤PCR検査等の件数及び陽性率	

※ 加えて、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団において、ある時刻における1人の感染者が生み出した実際の二次感染者数の平均値）が地域での急激な感染拡大（オーバーシュート（爆発的患者急増））の事後評価に有用である。しかし、推定には専門家の知見を借りて示す必要があり、また、当該感染症においては感染から報告までの時間の遅れが長い場合概ね2週前の流行動態までしか評価できない。

【地域の医療提供体制の対応を検討する上で、あらかじめ把握しておくべき指標等】

○ また、都道府県は、これ以外に、地域の状況を判断する上で、医療提供体制に与えるインパクトを合わせて考慮する必要がある。については、

- ① 重症者数
- ② 入院者数
- ③ 利用可能な病床数と、その稼働率や空床数
- ④ 利用可能な人工呼吸器数・ECMO数と、その稼働状況
- ⑤ 医療従事者の確保状況

などを、定期的に把握しておかなくてはならない。

○ 地域ごとの医療機関の切迫度を、これらの指標から適宜把握していくことにより、感染拡大や、将来の患者急増が生じた場合などに備え、重症者を優先する医療提供体制等の構築を図っていくことが重要である。

## （2）地域区分の考え方について

○ 「3月19日の提言」における「Ⅱ.7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方」において示した地域区分については、上記（1）の各種指標や近隣県の状況などを総合的に勘案して判断されるべきものとする。なお、前回の3つの地域区分については、より感染状況を適切に表す①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域という名称で呼ぶこととする。

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

### ①「感染拡大警戒地域」

○ 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（p4脚注参照。爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。

- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

<想定される対応>

- オーバーシュート（爆発的患者急増）を生じさせないよう最大限取り組んでいく観点から、「3つの条件が同時に重なる場」<sup>2</sup>（以下「3つの密」という。）を避けるための取組（行動変容）を、より強く徹底していただく必要がある。

- 例えば、自治体首長から以下のような行動制限メッセージ等を発信するとともに、市民がそれを守るとともに、市民相互に啓発しあうことなどが期待される。

- ・ 期間を明確にした外出自粛要請、
- ・ 地域レベルであっても、10名以上が集まる集会・イベントへの参加を避けること、
- ・ 家族以外の多人数での会食などは行わないこと、
- ・ 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。

- また、こうした地域においては、その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである。

## ②「感染確認地域」

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域（①でも③でもない地域）

<想定される対応>

- ・ 人の集まるイベントや「3つの密」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動については、実施する。
- ・ 具体的には、屋内で50名以上が集まる集会・イベントへの参加は控えること
- ・ また、一定程度に収まっているように見えても、感染拡大の兆しが見られた場合には、感染拡大のリスクの低い活動も含めて対応を更に検討していくことが求められる

## ③「感染未確認地域」

- 直近の1週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし）

<想定される対応>

- ・ 屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用、参加者が特定された地域イベントなどについては、適切な感染症対策を講じたうえで、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施する。
- ・ また、その場合であっても、急激な感染拡大への備えと、「3つの密」を徹底的に回避する対策は不可欠。いつ感染が広がるかわからない状況のため、常に最新情報を取り

---

<sup>2</sup> 「3つの条件が同時に重なる場」：これまで集団感染が確認された場に共通する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という3つの条件が同時に重なった場のこと。以下「3つの密」という。

入れた啓発を継続してもらいたい。

## 2. 行動変容の必要性について

### (1) 「3つの密」を避けるための取組の徹底について

○ 日本では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略に取り組んできた。

しかし、今般、大都市圏における感染者数の急増、増え続けるクラスター感染の報告、世界的なパンデミックの状況等を踏まえると、3本柱の基本戦略はさらに強化する必要がある、なかでも、「③市民の行動変容」をより一層強めていただく必要があると考えている。

- このため、市民の皆様には、以下のような取組を徹底していただく必要がある。
  - ・「3つの密」をできる限り避けることは、自身の感染リスクを下げるだけでなく、多くの人々の重症化を食い止め、命を救うことに繋がることについての理解の浸透。
  - ・今一度、「3つの密」をできる限り避ける取組の徹底を図る。
  - ・また、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことを避けていただく。
  - ・さらに、「3つの密」がより濃厚な形で重なる夜の街において、
    - ①夜間から早朝にかけて営業しているバー、ナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りを控えること。
    - ②カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えること。
  - ・ジム、卓球など呼気が激しくなる室内運動の場面で集団感染が生じていることを踏まえた対応をしていただくこと。
  - ・こうした場所では接触感染等のリスクも高いため、「密」の状況が一つでもある場合には普段以上に手洗いや咳エチケットをはじめとした基本的な感染症対策の徹底にも留意すること。

### (2) 自分が患者になったときの、受診行動について

○ 感染予防、感染拡大防止の呼びかけは広まっているが、患者となったときの受診行動の備えは不十分である。例えば、受診基準に達するような体調の変化が続いた場合に、自分の居住地では、どこに連絡してどのような交通手段で病院に行けばいいのか、自分が患者になった時、どのように行動すべきか、事前に調べて理解しておき、家族や近い人々と共有することも重要である。

○ こうした備えを促進するため、新型コロナウイルス感染症を経験した患者や家族などから体系的に体験談を収集し、情報公開する取り組みにも着手すべきである。

### (3) ICTの利活用について

○ 感染を収束に向かわせているアジア諸国のなかには、携帯端末の位置情報を中心にパ

パーソナルデータを積極的に活用した取組が進んでいる。感染拡大が懸念される日本においても、プライバシーの保護や個人情報保護法制などの観点を踏まえつつ、感染拡大が予測される地域でのクラスター（患者集団）発生を早期に探知する用途等に限定したパーソナルデータの活用も一つの選択肢となりうる。ただし、当該テーマについては、様々な意見・懸念が想定されるため、結論ありきではない形で、一般市民や専門家などを巻き込んだ議論を早急に開始すべきである。

- また、感染者の集団が発生している地域の把握や、行政による感染拡大防止のための施策の推進、保健所等の業務効率化の観点、並びに、市民の感染予防の意識の向上を通じた行動変容へのきっかけとして、アプリ等を用いた健康管理等を積極的に推進すべきである。

### 3. 地域の医療提供体制の確保について

#### (1) 重症者を優先した医療提供体制の確保について

- 今後とも、感染者数の増大が見込まれる中、地域の実情に応じた実行性のある医療提供体制の確保を図っていく必要がある。
- 特に、東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫の5県においては、人口集中都市を有することから、医療提供体制が切迫しており、今日明日にでも抜本的な対策を講じることが求められている。
- また、その際には感染症指定医療機関だけでなく、新型インフルエンザ等協力医療機関、大学病院など、地域における貴重な医療資源が一丸となって、都道府県と十分な連携・調整を行い、どの医療機関で新型コロナウイルスの患者を受け入れるか、また逆にどの医療機関が他の疾患の患者を集中的に受け入れるか、さらに他の医療機関等への医療従事者の応援派遣要請に応じるか、などそれぞれの病院の役割に応じ総力戦で医療を担っていただく必要がある。
- 併せて、軽症者には自宅療養以外に施設での宿泊の選択肢も用意すべきである。

#### (2) 病院、施設における注意事項

- 大分県、東京都、千葉県などで数十名から100名近い病院内・施設内感染が判明した。一般に、病院内感染、施設内感染における感染ルートは、①医療従事者、福祉施設従事者からの感染、②面会者からの感染、③患者、利用者からの感染が考えられる。
- このうち、医療従事者、福祉施設従事者等に感染が生じた場合には、抵抗力の弱い患者、高齢者等が多数感染し、場合によっては死亡につながりかねない極めて重大な問題となる。こうした点を、関係者一人一人が強く自覚し、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるといった感染リスクを減らす努力をする、院内での感染リスクに備える、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、症状がなくても患者や利用者とは必ずマスクを着用するなどの対策に万全を期すべきである。特に感染が疑われる医療、福祉施設従事者等については、迅速にPCR検査等を

行えるようにしていく必要がある。

- また、面会者からの感染を防ぐため、この時期、面会は一時的に中止とすることなどを検討すべきである。さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、福祉施設での通所サービスなどの一時利用を制限（中止）する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限（中止）する等の対応を検討すべきである。
- 入院患者、利用者について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施する。

### (3) 医療崩壊に備えた市民との認識共有

- 我が国は、幸い今のところ諸外国のようないわゆる「医療崩壊」は生じていない。今後とも、こうした事態を回避するために、政府や市民が最善の努力を図っていくことが重要である。一方で、諸外国の医療現場で起きている厳しい事態を踏まえれば、様々な将来の可能性も想定し、人工呼吸器など限られた医療資源の活用のあり方について、市民にも認識を共有して行くことが必要と考える。

## 4. 政府等に求められる対応について

- 政府においては、上記1～3の取組が確保されるようにするため、休業等を余儀なくされた店舗等の事業継続支援や従業員等の生活支援など経済的支援策をはじめ、医療提供体制の崩壊を防ぐための病床の確保、医療機器導入の支援など医療提供体制の整備、重症者増加に備えた人材確保等に万全を期すべきである。
- 併せて、3月9日、3月19日の専門家会の提言及び3月28日の新型コロナウイルス基本的対処方針で述べられている、保健所及びクラスター班への強化が、未だ極めて不十分なので、クラスターの発見が遅れてしまう例が出ている。国及び都道府県には迅速な対応を求めたい。
- さらに、既存の治療薬等の治療効果及び安全性の検討などの支援を行うとともに、新たな国内発ワクチンの開発をさらに加速するべきである。

## **V. 終わりに**

- 世界各国で、「ロックダウン」が講じられる中、市民の行動変容とクラスターの早期発見・早期対応に力点を置いた日本の取組（「日本モデル」）に世界の注目が集まっている。実際に、中国湖北省を発端とした第1波に対する対応としては、適切に対応してきたと考える。
- 一方で、世界的なパンデミックが拡大する中で、我が国でも都市部を中心にクラスター

一感染が次々と発生し急速に感染の拡大がみられている。このため、政府・各自治体・には今まで以上強い対応を求めたい。

- これまでも、多くの市民の皆様が、自発的な行動自粛に取り組んでいただいているが、法律で義務化されていなくとも、3つの密が重なる場を徹底して避けるなど、社会を構成する一員として自分、そして社会を守るために、それぞれが役割を果たしていこう。

以上

事務連絡  
令和2年4月9日

都道府県下水道担当課長 殿  
政令指定都市下水道担当課長 殿  
（上記、各地方整備局経由）  
市町村下水道担当課長 殿  
（上記、各都道府県経由）

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部  
下水道事業課 事業マネジメント推進室 課長補佐

## 下水道管に起因する陥没事故の再発防止について（周知）

平成30年4月30日、小田急電鉄小田原線の線路脇で陥没が発生し、調査の結果、鉄道の軌道下に布設された下水道管が破断し、ズレが生じていたことが確認されました。その後、下水道管理者である神奈川県伊勢原市において、詳細な原因究明の調査を行った結果、過去の工事で残置された構造物上に下水道管を布設したことにより、その前後で基礎構造が相違していたため、周辺地盤の地盤沈下により下水道管が不同沈下し、管が破断したことが判明しました。

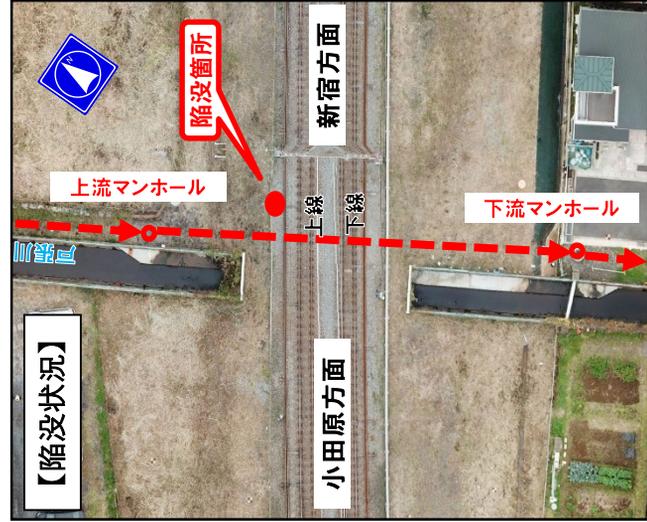
このことを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、下記について十分留意するようお願いいたします。

- ①下水道管の設計、施工に際し、布設箇所における土質特性を勘案するとともに、既設地下構造物等の影響に留意すること。
- ②計画的に下水道の点検を行い、不同沈下の兆候等異状の有無を把握し、異状箇所については早急に修繕・改築等の措置を講じること。
- ③特に、鉄道等の軌道下に埋設された下水道管については、陥没により重大な社会的影響が懸念されることから、引き続き点検等の必要な対策に努めること。

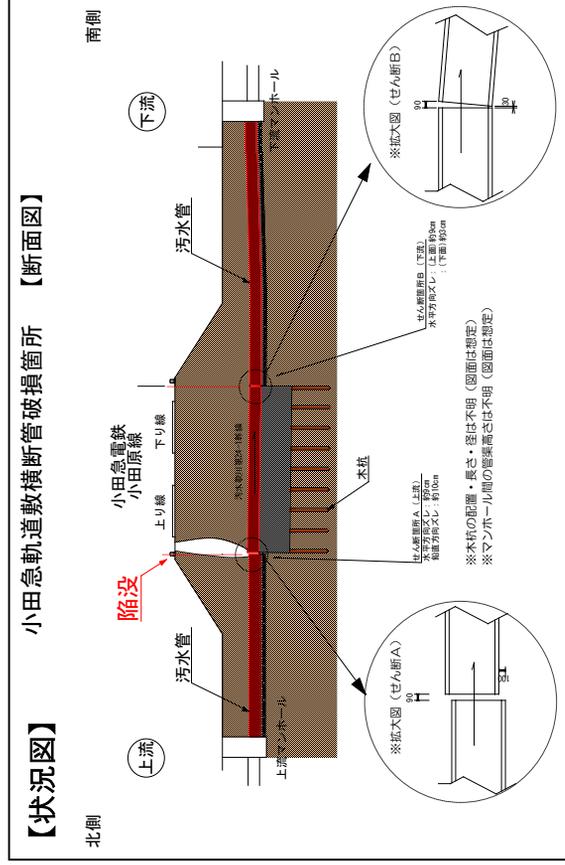
【伊勢原市における下水道管損傷における陥没事故】

- 発生日時 : 平成30年4月30日 (月) 10時35分頃
- 発生場所 : 伊勢原市石田地内 小田急電鉄小田原線 (軌道)
- 陥没範囲 : 幅1.0m、深さ4.5m
- 第三者損害 : なし
- 事故原因 : 軌道下部分は、過去の工事で残置された構造物上に下水道管を布設したと想定される。  
そのため、その上下流で基礎構造が相違し、周囲の圧密沈下により不同沈下が発生し、下水道管の破断に至った。
- 整備年度 : 平成3年度
- 経過年数 : 27年
- 影響 : 本厚木駅ー伊勢原駅間上下線で運転見合わせ。約35,000人  
運休約110本 (うち特急54本) 影響人員 約35,000人
- 報道 : あり

【発生場所】



【陥没状況】



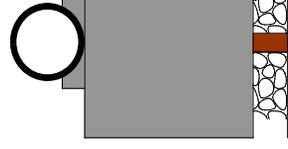
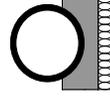
【状況図】

小田急軌道敷横断面破損箇所 【断面図】

下水道管基礎構造図

軌道外基礎

軌道下基礎



木杭の配置等は想定

事務連絡  
令和2年4月9日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当課長 (上記、各地方整備局経由)	殿
市町村下水道担当課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

### 下水道工事における安全対策の徹底（その1）について (令和2年4月4日福岡県福岡市発注の工事に伴う死亡事故)

本年4月4日、福岡県福岡市発注の推進工法による雨水管路の布設工事において、クレーンで雨水管を木製角材の上を下ろした後、転倒防止対策をしていなかった雨水管が転倒し、作業員が雨水管と工事用フェンスにはさまれたことで死亡するという事故が発生しました（別紙参照）。

本事案の詳細については現在調査中であり、今後、事故原因や再発防止策等について確認の上、改めて事務連絡を発出します。

各下水道管理者におかれましては、道路上の下水道工事や維持管理作業の安全管理について、改めて関係者への注意喚起を徹底するなど、事故の未然防止に努めていただくようお願いいたします。

# 下水道工事におけるはさまれ事故 (R2.4.4 福岡県福岡市)

■ 発生日 : 令和2年4月4日(土) 午前11時30分頃

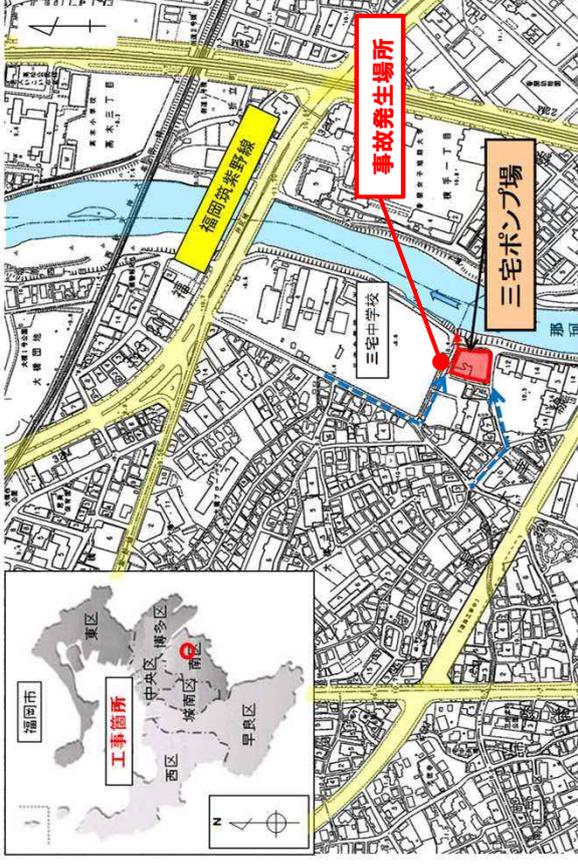
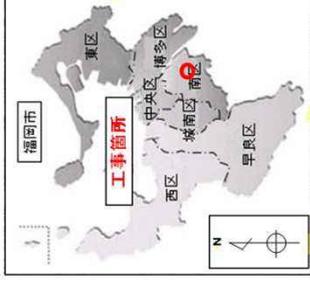
■ 発生場所 : 福岡市南区三宅

■ 報道 : あり

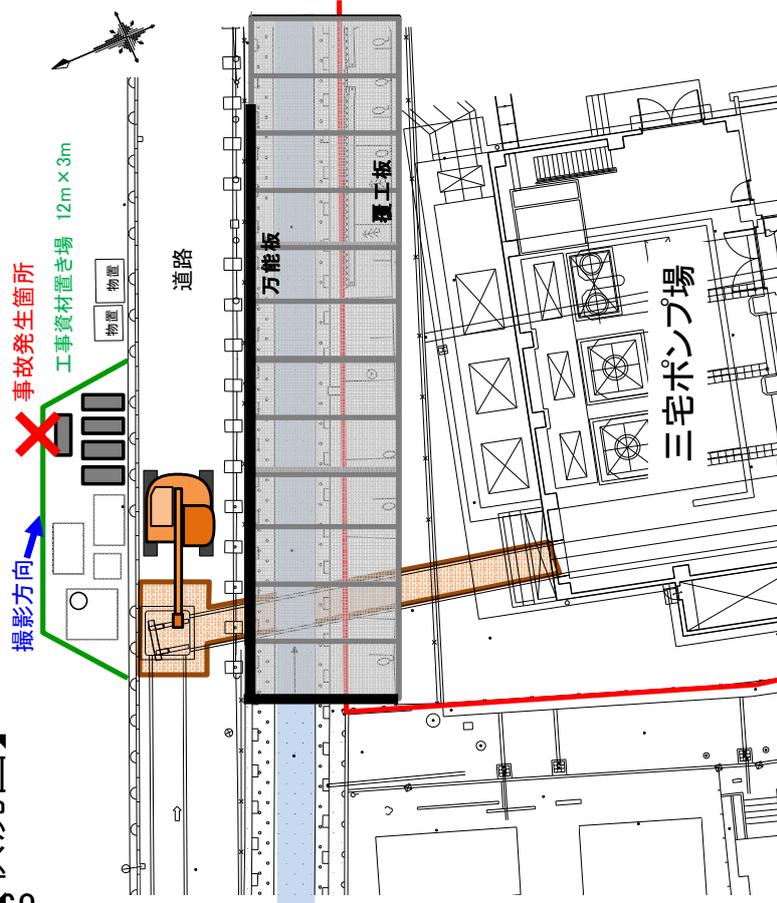
■ 工事概要 : 流入管築造工事及び場内整備工事

■ 事故内容 : 推進工法による雨水管路の布設工事において、クレーンで雨水管を木製角材の上に下ろした後、転倒防止対策をしていなかった雨水管が転倒し、作業員が雨水管と工事用フェンスにはさまれたことで死亡した。

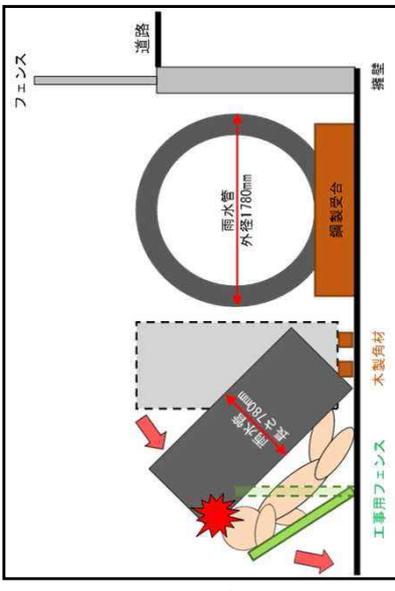
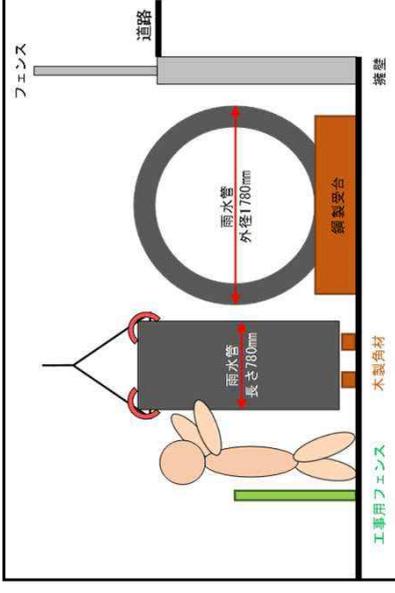
## 【発生場所】



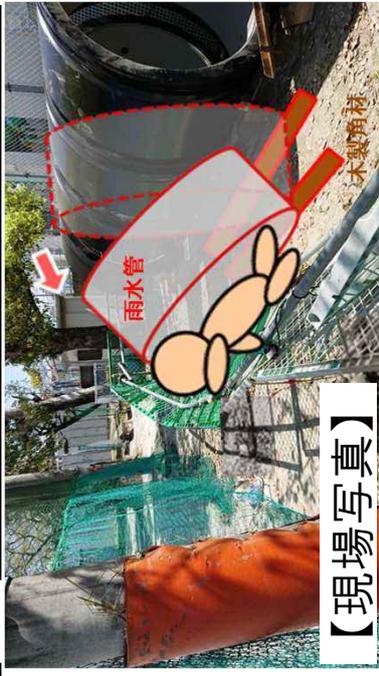
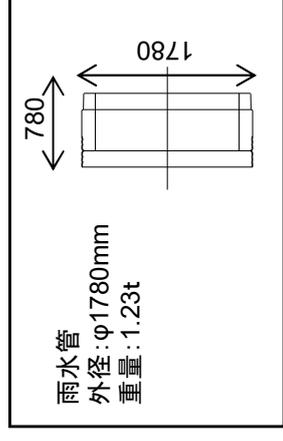
## 【状況図】



## 【事故イメージ図】



## 【管詳細図】



【現場写真】

令和2年4月10日

各都道府県下水道担当課長 殿  
各政令指定都市下水道担当課長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室課長補佐

新型コロナウイルス感染症に係る対応について  
(第1回調査依頼結果及び第2回調査依頼)

3月18日付け国水下企第97号の通知において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いしたところです。

各公共下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について(調査依頼)」(令和2年3月24日付け事務連絡)(以下、第1回調査という。)により調査させていただき、別添のとおり結果をまとめましたので、情報共有させていただきます。各公共下水道管理者におかれましては、支払い猶予等についての取組みの参考にしていただきますようお願いいたします。

また、国土交通省下水道部では、今後も支払い猶予等の対応に関する実施状況について、定期的に調査を実施し、情報共有を図ることと致しました。

つきましては、下記のとおり第2回調査を実施させていただきますので、各公共下水道管理者におかれましては、ご多忙の中、短期間の照会となり、誠に恐縮ですが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願い致します。

記

1. 調査対象

公共下水道事業実施団体(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。)

※第1回調査で、下水道使用料の支払い猶予等について、④実施予定なしと回答した下水道管理者におかれましても回答願います。

2. 調査内容（詳細は調査票②を参照）

支払猶予等の措置の実施状況

3. 回答期限

令和2年4月17日（金）17時まで

4. 提出・問い合わせ先

回答者は、各都道府県を経由することなく、直接、以下のメールアドレスに提出して下さい。  
また、メール件名及び調査票ファイル名は「【支払猶予②回答】(〇〇都道府県〇〇市町村名)」  
として下さい。

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 管理企画指導室  
三浦（課長補佐）・保木（課付）、高橋（指導係長）  
hqt-yuyo-a@gxb.mlit.go.jp

(参考)厚生労働省「水道料金の支払い猶予等措置の実施状況調査結果(令和2年4月9日時点)」

以上

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 2 日

日本下水道事業団  
総務企画課長 殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道部下水道企画課管理係長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）  
（在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進）

貴法人におかれましては、昨今の新型コロナウイルス感染症に係る状況を踏まえ、テレワークや時差通勤等に多々ご協力頂き感謝申し上げます。

4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正を受けた在宅勤務の推進等）」において、テレワークや時差通勤等の強力な推進をお願いしたところですが、昨日開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍内閣総理大臣より、接触削減について、「7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす。」との発言がありました。

貴法人においても、既に在宅勤務に係る取組みを進めて頂いていることと存じますが、弊省大臣官房危機管理官より、上記総理発言に基づく在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について、別添の通り事務連絡が発出されておりますので、ご確認いただき、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、改めて、徹底して頂きますようお願いいたします。

また、昨日の政府対策本部において繁華街対策の強化のため、基本的対処方針の変更が決定されました。つきましては、貴法人においても、「三つの密」を避ける行動の徹底はじめ、引き続き、基本的対処方針に基づく感染症対策が確実に実施されるよう、周知徹底頂くようお願いいたします。

(別添) 所管事業者等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について  
(令和2年4月12日付大臣官房危機管理官事務連絡)

事 務 連 絡

令和2年4月12日

関係法人各位

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課企画専門官

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

（在宅勤務（テレワーク）等の更なる推進）

4月9日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正を受けた在宅勤務の推進等）」において、テレワークや時差通勤等の強力な推進をお願いしたところですが、昨日開催されました新型コロナウイルス感染症対策本部において、安倍内閣総理大臣より、接触削減について、「7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす。」との発言がありました。

弊省大臣官房危機管理官より、上記総理発言に基づく在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について、別添の通り事務連絡が発出されておりますので、ご確認いただき、最低7割、極力8割という接触削減の目標の達成に向け、改めて、会員各位に周知のうえ、適切に対応頂きますようお願いいたします。

また、昨日の政府対策本部において繁華街対策の強化のため、基本的対処方針の変更が決定されました。つきましては、貴法人においても、「三つの密」を避ける行動の徹底はじめ、引き続き、基本的対処方針に基づく感染症対策が確実に実施されるよう、会員各位に周知徹底をお願いいたします。

（別添）所管事業者等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について

（令和2年4月12日付大臣官房危機管理官事務連絡）

事務連絡  
令和2年4月12日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

所管事業者等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進について  
（依頼）

所管事業者及び関係団体等におけるテレワークや時差通勤等の今まで以上の強力な推進については、令和2年4月8日付の大臣官房危機管理官事務連絡により、周知徹底を依頼したところですが、昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、総理より、接触削減について、「7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低7割は減らす。関係省庁は、来週に向けて、強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、すべての事業者の皆さんに、この要請を徹底してください。」との発言がありました。

つきましては、最低7割、極力8割という接触削減の実現のため、在宅勤務（テレワーク）の推進について、総理発言を踏まえ、改めて緊急事態宣言の対象である7都府県に本社、事業所を有する所管事業者及び関係団体等に対し、要請を徹底して頂きますようお願いいたします。

また、昨日の本部では繁華街対策の強化のため、別添2及び別添3の通り、基本的対処方針の変更が決定されましたので、所管事業者及び関係団体等に対し、変更内容をお伝え頂くとともに、「三つの密」を避ける行動の徹底はじめ、引き続き、基本的対処方針に基づく感染症対策が確実に実施されるよう、周知徹底頂くようお願いいたします。

- （別添1）第28回新型コロナウイルス感染症対策本部 内閣総理大臣発言
- （別添2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）
- （別添3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 新旧対照表

## 第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍内閣総理大臣発言

- 緊急事態宣言の発出を受けて、国民の皆様には、最低 7 割、極力 8 割、人と人との接触を削減する、との目標のもと、在宅での勤務をはじめ、不要不急の外出を自粛いただくなど、大変なご協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。
- この緊急事態を 1 か月で終えるためには、最低 7 割、極力 8 割の、接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の、国民の皆様のご協力をいただくことが不可欠であります。緊急事態宣言の区域内においては、原則、すべての従業員による自宅勤務などを実施している企業が多くあるとの報告を受けています。他方、7 割から 8 割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分ではない面もあることから、①オフィスでの仕事は、原則として、自宅で行えるようにする。②どうしても出勤が必要な場合も、出勤者を最低 7 割は減らす。関係省庁は、来週に向けて、強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、すべての事業者の皆さんに、この要請を徹底してください。
- また、夜の繁華街においては、既に多くの感染が確認されており、緊急事態宣言が発出された地域のみならず、全国的な広がりを見せています。7 都府県において強い自粛要請を行うことで、結果として、他の道府県への人の流れが生まれるような事態は、あってはなりません。そのため、密閉、密集、密接、3 つの「密」が、より濃厚な形で重なる、バー、ナイトクラブ、カラオケ、ライブハウスはもとより、繁華街の接客を伴う飲食店等については、緊急事態宣言が出ている地域か否かを問わず、全国すべての道府県において、その出入りを控えていただくよう、特措法第 24 条 9 項に基づいて要請すべき旨を、基本的対処方針に新たに追加いたしました。
- 緊急事態宣言が発出された地域では、医療提供体制がひっ迫しています。政府として、軽症者や無症状感染者向けの、宿泊施設の確保に加え、自衛隊を派遣して、宿泊施設への移送の協力、施設内のゾーニングや関係者の皆さんの能力構築支援なども行っていますが、医療現場の負担を軽減するため、都府県と連携して、こうした取組を一層加速 してください。
- さらに、現場で必要となる医療物資の不足状況を緩和するため、プッシュ型で提供していきます。サージカルマスクは、来週までに合計で 4,500 万枚を全国の医療機関に配布しますが、7 都府県の医療機関向けに、追加で、1,000 万枚を配布します。医療用ガウン及びフェイスシールドについては、それぞれ 100 万着を、7 都府県それぞれのひっ迫状況に応じて、直ちに配布してください。N 9 5 マスク、及び、KN 9 5 マスクについては、現在、輸入が激減し、大変厳しい状況にあります。来週中に 7 万枚を届けるとともに、今月中に 70 万枚を配布します。また 7 都府県以外の地域においても、医療現場の状況にしっかりと目配りし、医療防護具の提供に、できる限りの努力を尽くして下さい。

- 感染リスクと背中合わせの厳しい状況のもとで、今この瞬間も、医療従事者の皆さんは、命を守るために全力を尽くして下さっています。改めて、心からの感謝の気持ちを示すとともに、医療現場を守るために、全国的に不足状況が続いている医療物資について、科学的かつ効率的な使い方が可能となるような各種支援に加え、引き続き、あらゆる手を尽くして、国内の生産体制の増強を進めていきます。これまでも設備投資への大胆な補助金などにより、異業種を含めた国内メーカーに積極的な生産拡大を促してまいりましたが、今般の経済対策なども活用し、政府一丸となって、取組を更に強化してください。
  
- 院内感染のリスクを軽減する観点から、来週から初診を含めて、電話やオンラインでの診療を可能とします。今後とも、医療現場の負担軽減に向けて、各省庁はできる限りの取組を進めてください。
  
- この緊急事態を乗り越えるため、国民の皆様の行動変容、行動を変えていただくこととともに、政府と都道府県が連携した取組の強化が求められています。各位にあっては、現場の声・情報を幅広く吸い上げるとともに、対策を柔軟かつ迅速に打って行ってください。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日（令和 2 年 4 月 11 日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたところであり、この状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、「三つの密」を避けることをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対

応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、次項「一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実」に示すとおり、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること、
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断できる。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県である。なお、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても速やかに緊急事態を解除する。

緊急事態の宣言は、新型コロナウイルス感染症の現状とともに、これまでの課題に照らし合わせて、法に基づく各施策を用いて感染拡大を防ぐとともに、この宣言の下、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急の外出の自粛、後述する「三つの密」を避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することが必要である。

実効性のある施策を包括的に確実かつ迅速に実行するにあたってはクラスター対策を行う体制の強化や医療提供体制の確保が喫緊の課題であり、これまでの施策を十分な有効性を持たせて実施していくとともに、特に不要不急の外出など外出自粛の要請等を強力に行い、人と人との接触を徹底

的に低減することで、必要な対策を実施することとする。

こうした対策を国民一丸となって実施することができれば、現在拡大している感染を収束の方向に向かわせることが可能である。具体的には、国民においては、不要不急の外出を避けること、「三つの密」や夜の街を極力避けること、事業者においては、業務継続計画（BCP）に基づき、出勤者の4割減少はもとより、テレワークなどを活用することで、さらに接触の機会を減らすことを協力して行っていく必要がある。30日間に急速に収束に向かわせることに成功できたとすれば、数理モデルに基づけば、80%の接触が回避できたと判断される。なお、政府としては、緊急事態を宣言しても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は実施しない。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

## 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、4月6日までに、合計44都道府県において合計3,817人の感染者、80人の死亡者が確認されている。特に、最近の状況としては、感染経路が特定できていない感染者が40.6%（令和2年4月4日現在、4月1日までの状況）を占める状況となっている。このことは、クラスターとして感染が見られてきた特定の場所での感染に加え、これまで限定的であった日常生活の中での感染のリスクが徐々に増大し始めていることを意味する。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解として、今のところ諸外国のような、オーバーシュートは見られていないが、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、患者数が急増し、そうした中、医療供給体制がひっ迫しつつある地域が出てきており、医療供給体制の強化が喫緊の課題となっていると状況分析されていたところであるが、特に3月16日から4月1日にかけて、報告された感染者数は817人から2,299人と急増し、倍化時間（2倍になるまでの時間）は4.0日、感染経路の不明な患者数は40.6%となっている。専門家会議では、繁華街の接客を伴う飲食店等のクラスターの存在が指摘されており、院内感染や高齢者・福祉施設内感染とともに、大きな問題となっている。また、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘も存在する。

一方で、海外の状況としては、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に広がっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。こういった状況の中で、本年3月中旬から下旬にかけて、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が増加した。これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日－3月18日）から29%（3月19日－3月25日）に増加し、最大で37%を超える日もあったが、水際対策の強化の結果、現在は一定程度に収まっている。しかし、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたものの、現在では欧米を中心に拡大しており、輸入症例の広域化の影響を受けている。

国内の医療提供体制としては、感染者の急激な増加が見られる東京都と大阪府では、既に重症者等に対する入院医療の提供体制に支障をきたすおそれがあると判断し、入院治療が必要ない軽症者を宿泊施設での療養に切り替える旨発表している。また、東京都に隣接し、感染者数が200人を超える神奈川県も入院医療の切替えを行う方針であり、大都市圏を中心に医療提供体制のひっ迫が現実のものとして現れ始めている。

都道府県別の動向としては、特に東京都及び大阪府において、報告され

た累積感染者数が令和2年4月6日現在、それぞれ400人以上（東京都1,123人、大阪府429人）、過去1週間の倍化時間も7日未満（東京都5.0日、大阪府6.6日）となっており、感染者数のさらなる急増の危険性がある。さらに、その近隣府県としては、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、京都府において累積感染者数が100人を超えており、そのうち、京都府を除く全ての府県で、感染経路が不明の感染者がほぼ半数を超えている。さらに、福岡県については、累積報告数が100人以上となっており、倍化時間が約3日と急速な感染の広がりが見られ、感染経路の不明な症例の割合が7割を占めている状況にある。このように、東京都及び大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある。

なお、これら7都府県以外の都道府県においても、今回の感染拡大防止のための取組は政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって行うものであることを踏まえ、地域の実情を踏まえつつ、迅速かつ適切に感染拡大防止のための措置を講ずることが必要である。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離をとること（Social distancing; 社会的距離）により、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことには

リスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

- ・ 現在のところ、感染が拡大している地域であっても、多くの場合、ライブハウス、スポーツジム、医療機関、さらに最近になって繁華街の接客を伴う飲食店等におけるクラスターでの感染拡大が中心であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。
- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリ

スクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- ・ 感染症法第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬については、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきており、患者の観察研究等が進められている。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

## 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

### (1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況

の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
- ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
- ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
- ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。

② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。

③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十

分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。

- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ① 地方公共団体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、感染が急速に拡大する中で、必要な検査ができるよう、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化を図る。また、都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間の検査機関等を活用する。
- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。

- ④ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発を引き続き可及的速やかに進める。

### (3) まん延防止

- ① 令和 2 年 4 月 7 日の緊急事態宣言は、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、これまでの施策をさらに加速させることを目的として行うものである。接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す。一方で、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、法第 5 条の規定を踏まえ、その制限は必要最小限のものでなければならないことから、特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）は、まん延の防止に関する措置として、まずは法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛等について協力の要請を行うものとする。その上で、都道府県による法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限の要請を行い、特定都道府県による法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及びまん延の状況を踏まえ、施設の使用制限の要請、指示等の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。
- ② 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合における当該クラスターに関係する催物（イベント）や「三つの密」のある集まりについては、開催の自粛の要請等を強く行う。特に、全国的かつ大

規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。また、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛の要請等について迅速に行う。一方、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。

- ③ 特定都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項に基づき、感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等を行う。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有や連携を行うものとする。これらの場合における要請等に当たっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。
- ④ 特定都道府県は、法第 45 条第 2 項に基づく要請等を行う場合、その実施状況を適切に把握できるよう、職員体制をはじめ所要の環境整備を行う。
- ⑤ 都道府県及び市町村は、まん延防止策として、「三つの密」を避けることを徹底させるとともに、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況及び医療提供体制を踏まえて、的確に打ち出す。
- ⑥ 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。このため、保健所の体制強化を図る。
- ⑦ 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき政府対策本部と密接に情報共有する。

政府対策本部は、専門家の意見をききながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ⑧ 特定都道府県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、特定都道府県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けるよう、また、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ⑨ 特定都道府県は、必要に応じ、期間及び区域を示したうえで、まずは、法第45条第1項に基づく外出の自粛要請を行う。基本的対処方針等諮問委員会の意見も踏まえ、一定期間、外出自粛により、まん延の抑え込みを図る。外出の自粛の対象とならない外出の具体例としては、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なものが考えられる。なお、外出自粛等の要請の期間としては、対応が効果をあげるために必要な期間、感染日から発症日までの平均期間（平均潜伏期間）、対応の効果を検知することができるまでの期間として、基本的対処方針等諮問委員会の意見等も踏まえ、30日程度が適当と考えられる。ただし、実際にこれらの措置を実施するにあたっては、期間について柔軟に判断を行い、地域の状況を踏まえて、短縮及び延長を適切に行う。
- ⑩ 職場への出勤は、外出自粛等の要請から除かれるものであるが、特定都道府県は、まずは在宅勤務（テレワーク）を強力に推進する。職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との交わりを低減する取組を今まで以上に強力に推進する。指定公共機関等はまん延防止対策に関するBCPの策定・実施を図っており、特定都道府県は、取組をさらに強化を促す。また、職場においては、感染防止のための取組（手洗い、咳エチケット、事業場の換気励行、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つ

の密」を避ける行動を徹底するよう促す。外出自粛等の要請にあたっては、現にクラスターが多数発生している繁華街の接客を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、強く外出を自粛するよう促すとともに、まん延の状況や人の移動の実態等を踏まえ、域内のみならず、域外への外出も対象とする。

- ⑪ 特定都道府県は、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者については、十分に感染拡大防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務の継続を要請する。事業においては、「三つの密」を避けるための必要な対策を講じることとする。なお、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者とは、法第2条に規定される指定公共機関及び指定地方公共機関や法第28条に規定される登録事業者を参考とし、これら医療、国民生活・国民経済維持の業務をサポートする事業者等にも留意し、別添に例示する。
- ⑫ 政府及び特定都道府県は、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑬ 大都市圏の都道府県は、人口及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、全国的かつ急速なまん延の起点とならないよう、上記のまん延防止のための対策を十分に行う。それ以外の都道府県であっても、全国的かつ急速なまん延のおそれがあることから適切な対策を講ずる。
- ⑭ 政府及び地方公共団体は、飲食店については、施設の使用制限等の対象とはなっていないが、「三つの密」が重なることがないよう、所要の感染防止策を講じるよう促す。食堂、レストラン、喫茶店などについては、換気、人と人との間隔を適切にとること等に注意するなど、「三つの密」を避けるための所要の感染防止を呼び掛ける。また、キャバレー、ナイトクラブ等の遊興施設については、クラスター発生の状況等を踏まえ、外出自粛の周知を行う。
- ⑮ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確

保及び育成を行う。

- ⑯ 厚生労働省及び都道府県は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑰ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。また、政府は、民間事業者等と協力して、SNS 等の技術を活用して、感染状況等の把握を行う仕組みを構築する。
- ⑱ 文部科学省は、4 月 1 日に改定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」等において示した、臨時休業の実施に係る考え方について周知を行うとともに、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、必要に応じ、追加的な考え方等を示す。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑲ 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。
- ⑳ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

- ⑳ 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCPに基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。また、特定都道府県以外の都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。
- ㉑ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ㉒ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ㉓ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

#### (4) 医療等

- ① 厚生労働省は、地方公共機関や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
- ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。

- ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
  - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。
  - ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。地方公共団体は、予め、ホテルなど一時的な宿泊施設の確保に努めるとともに、国は、地方公共団体と密接に連携し、地方公共団体の取組を支援すること。
  - ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じ、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、専属的な人材を確保するなど外来を早急に受診できる体制を整備すること。
  - ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
  - ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。
- ② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供

体制の確保を進める。

- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。
  - ・ 医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
  - ・ 医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。
  - ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
  - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
  - ・ 仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、特定都道府県による法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するにあたって、必要な支援を行うこと。
  - ・ 医療提供体制のひっ迫及びオーバーシュートの発生に備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止する観点から、地方公共団体と協力して、以下の事項について周知徹底を行う。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が同時に重なる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が

共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機するなどの対策に万全を期すこと。

- ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
- ・ さらに、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域においては、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等に対して、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。

④ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査や入院の受け入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。

⑤ 都道府県は、③の周知に協力するとともに、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。

⑥ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。

- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないよう、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。

- ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策の徹底に加え、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
- ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
- ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。

⑦ 政府は、上記に関し、地方公共団体等に対する必要な支援を行う。

## (5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

## (6) その他重要な留意事項

### 1) 人権への配慮等

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援

やいじめ防止等の必要な取組を実施する。

- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第 59 条に基づく措置を講じる。
- ⑥ 政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅での DV や虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

## 2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等に必要な物資を国の責任で確保し、必要に応じ、法第 54 条に基づく緊急輸送の要請や法第 55 条に基づく売渡しの要請等を行う。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）第 26 条第 1 項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、

医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

### 3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県は、近隣の特定都道府県が緊急事態宣言後の様々な措置を行うにあたり、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県は、緊急事態宣言後の様々な措置を実施するにあたっては、予め政府対策本部と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言後の様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対

策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

#### 4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。
- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

#### 5) 緊急事態宣言後の取組

政府は、緊急事態宣言を行った後にも、特定都道府県や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価し、必要に応じて、国民や関係者へ情報発信を行う。また、緊急事態解除宣言を行った後にも、引き続き、警戒を行い、国内外の感染状況を分析し、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

#### 6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講ずることとする。

- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制の逼迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。
- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態の継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

（下線部分は改定箇所）

変 更 案	現 行
<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>（3）まん延防止</p> <p>②① 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛</p>	<p>三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項</p> <p>（3）まん延防止</p> <p>②① 政府及び特定都道府県以外の都道府県は、職場等における感染の拡大を防止するため、BCP に基づく対応のさらなる強化、労働者を使用する事業者に対し職場内においても「三つの密」を避けることとともに、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛</p>

<p>勸奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利 用等を強力に呼びかける。また、<u>特定都道府県以外の 都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づき、繁華街の接客 を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促す。</u></p>	<p>勸奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利 用等を強力に呼びかける。</p>
---	--

事務連絡  
令和2年4月13日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

所管事業者等における出勤者7割削減を実現するための取組の  
更なる推進について（依頼）

最低7割、極力8割という接触削減の実現に向けた所管事業者及び関係団体等における在宅勤務（テレワーク）の更なる推進については、令和2年4月12日付の大臣官房危機管理官事務連絡により、緊急事態宣言の対象である7都府県に本社、事業所を有する所管事業者及び関係団体等に対する要請をお願いしたところですが、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、7都府県における全ての事業者に対する出勤者7割削減の取組の要請に加え、7都府県以外の事業者に対しても、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう要請してほしいとの依頼がございました。

また、同依頼においては、基本的対処方針において、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」についても、「三つの密」を避けるための取組など十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう、周知をお願いしたいとされています。

つきましては、出勤者7割削減の目標に向け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡等を踏まえ、7都府県以外の所管事業者及び関係団体等に対しても、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう、要請をお願いいたします。

なお、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、オフィスでの業務に関する出勤者の削減に関する取組に加え、オフィス以外での業務についても、十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、業務継続計画等を踏まえつつ、可能な範囲で、出勤者の削減に取り組んでいただくよう、周知をお願いいたします。

（別添）出勤者7割削減を実現するための要請について（令和2年4月13日付  
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡）

各府省庁 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

### 出勤者7割削減を実現するための要請について

平素より大変、お世話になっております。

ご承知のとおり、令和2年4月7日付で、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「接触機会の提言に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわれることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととしています。

これに関して、各府省におかれては、所管の事業者等に対して、更なる取組みの要請をお願い致します。

#### 1. 全事業者への出勤者削減の追加要請

具体的には、第28回新型コロナウイルス感染症対策本部（4月11日）における総理のご発言も踏まえ、中小・小規模事業者も含む全ての事業者に対して、

- ① オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにする。
- ② どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低7～8割は減らす、
- ③ 出勤する者については、時差通勤を行い、社内でも人の距離を十分にとる、
- ④ 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求める

といった取組みを、基本的対処方針や参考資料に挙げた厚生労働省HP等を参考にしつつ、実施するよう要請をお願いいたします。

なお、基本的対処方針の別添に挙げている、指定公共機関や指定地方公共機関等の、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」については、上記に関わらず、「三つの密」を避けるため取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んでいただくよう、周知をお願いいたします。

## 2. 要請実施の報告

本要請についての、所管の業界への周知状況を【4月14日（火）9時30分まで】に新型コロナウイルス感染症対策推進室までご報告ください。

また、本要請については、後日、各業界の取組み状況や実績について、追ってご報告をお願いすることを考えておりますので、その旨、申し添えます。

以上、ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

◎ 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月11日変更）

<https://corona.go.jp/>

◎ 第28回新型コロナウイルス感染症対策本部 総理発言（抜粋）

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202004/11corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202004/11corona.html)

「緊急事態宣言の発出を受けて、国民の皆様には、最低7割、極力8割、人と人との接触を削減するとの目標の下、在宅での勤務を始め、不要不急の外出を自粛いただくなど、大変な御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

この緊急事態を1か月で終えるためには、最低7割、極力8割の接触削減を何としても実現しなければなりません。そのためには、もう一段の国民の皆様の御協力をいただくことが不可欠であります。

緊急事態宣言の区域内においては、原則、全ての従業員による自宅勤務などを実施している企業が多くあるとの報告を受けています。他方、7割から8割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分でない面もあることから、オフィスでの仕事は原則として、自宅で行えるようにする。どうしても出勤が必要な場合でも、出勤者を最低7割は減らす。関係省庁は、来週に向けて強い危機感を持って、中小・小規模事業者の皆さんも含む、全ての事業者の皆さんにこの要請を徹底してください。」

(別添) 緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）

- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

## 参考資料 2

<新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（3月19日）> 多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例（p. 19）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610566.pdf>

（新型コロナウイルスについての相談・受診の目安）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

（新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために）

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601720.pdf>

（新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00007.html)

（新型コロナウイルス感染症について（厚労省HP））

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

（感染症対策へのご協力をお願いします（チラシ））

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

<電話相談窓口について>

○厚生労働省の電話相談窓口

- ・ 電話番号：0120-565653（フリーダイヤル）
- ・ 受付時間：9時00分～21時00分（土日・祝日も実施）
- ・ 聴覚に障害のある方をはじめ、電話での御相談が難しい方に向けて、FAX（03-3595-2756）でも受付を開始しております。

○都道府県・保健所等による電話相談窓口

各都道府県が公表している新型コロナウイルスに関するお知らせや、保健所等による電話相談窓口については、リンク先にて、随時情報を更新しています。ぜひご確認ください。  
[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona\\_news.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/corona_news.html)（首相官邸HP）

<https://corona.go.jp/action/>（内閣官房HP）

○帰国者・接触者相談窓口一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/covid19-kikokuyasessyokusya.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokuyasessyokusya.html)

事 務 連 絡  
(管理企画指導室よりメール送付)  
令和 2 年 4 月 1 4 日

各都道府県下水道担当者様  
各政令市下水道担当者様

下水道従事者における新型コロナウイルス感染症罹患者の発生  
及び罹患者発生報告の様式の改定について（周知）

2月3日付事務連絡等で、下水道事業従事者における新型コロナウイルス感染症の罹患者が判明した場合には、維持管理事故と同様の報告体制による報告を求めてきたところです。

これまでに、広島県福山市をはじめ2件の事例が報告されています。いずれも、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された7都府県の区域外での発生事例であり、罹患者は、本庁内で業務に従事していた職員であり、職場内での感染は見られていない状況です。

各下水道管理者におかれましては、上述の事例を自分事として捉えて頂き、もし明日にも下水道従事者に新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生したとしても、業務を継続することが可能となるよう、感染防止と代替要員の確保を含む体制の構築について、万全を期して頂きますようお願い致します。

また、今後、下水道に従事する職員等に罹患者が発生した場合の報告様式を別紙のとおり改めましたので、以後の報告はこれによりお願い致します。

なお、都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）にも周知願います。

(新型コロナウイルス感染症患者発生時の報告対象者)

①下水道事業を担当する自治体職員

②処理場・ポンプ場の運転管理業務及び管路施設の維持管理業務受託者

③下水道工事受注者

④検針等使用料収受業務受託者

⑤その他

※赤字が今回修正項目

日時：

発表日	居住地	所属	性別	年齢	罹患者の勤務先	罹患者の担当業務	感染経緯	重症度	感染経路 (積極的疫学調査結果)	職場への影響	下水道管理者及び受託事業者が 講じた措置	今後の業務継続の見込み (支援の要否)	罹患者発生情報の取扱い	備考
2/23	〇〇県 〇〇市	以下から 選択のこと。 自治体職 員or 受託事業 者	男 or 女 or その 他	以下か ら選 択の こ と。 10代 or 20代 or 30代 or 40代 or 50代 or 60代 or 70代 or 80代 以 上	以下から選択のこと。 本庁内or 処理場or ポンプ場or 工事現場or 点検現場or 検針先or その他(備考欄に具 体的に記述)	〇〇処理場(〇〇市)において、 ××業務に従事。 症状が見られてから、××してい ない。	2月21日：体調不良 2月22日：発熱 2月22日：休業 2月23日：PCR検査 陽性	軽度 ※不明の場合 は「不明」と 記載	以下から選択のこと。 職場内or 家庭内or 不明or その他(備考欄に具 体的に記 述)	濃厚接触者●●名全員に自宅待機を 指示済み ・非濃厚接触者●●名についても任意 での自宅待機を実施済み ・保健所の指示により職場内の消毒 を実施済み	【下水道管理者】 ・××業務に欠員が生じたため、他 部署から経験者の補充を要済み ・委託事業者において本社等からの 交代要員の確保完了を確認済み ・職場内の消毒を実施済み 【委託事業者】 ・本社等から交代要員を確保済み ・2班体制での交代勤務を実施済み ・全従業員に出勤前の検温の実施及び 体調不良時の自宅待機を徹底済み など	各施設内で現行の執行体制の中で 運転管理業務等を確保できている。 ・各施設内では要員確保ができず、 自治体内の他部門の応援が必要であ り、すでに人事部長等と調整を開始 済み。 ・自治体内での要員確保が困難に なっており、広域支援を●●県に要 請する予定。 ・委託事業者の本社等から要員を確 保できている。 ・委託事業者内での要員確保が困難 であるが、協力企業からの応援によ り、業務継続できる見込み。 ・委託事業者等及び自治体内でも要 員確保が困難になっており、広域支 援を●●県に要請済み。	・市長が●●日に記者会見で公 表済み ・市のHPにも●●月●●日に掲載予 定 ・国からの自治体向け事務連絡等 で団体を表記することは可能 (or・・・の理由から困難)。 ※国から自治体向けの事務連絡等 での情報共有(注急喚起等)にお ける団体の記載可否の見解をお 示し下さい。困難とする場合は、 その理由を記述して下さい。	

(記載例及び留意事項)

事 務 連 絡

令和 2 年 4 月 1 6 日

7 都府県下水道担当部長 殿

(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)

関係政令指定都市下水道担当部長 殿

(さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、大阪市、堺市、神戸市、北九州市、  
福岡市)

(各地方整備局建政部経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課管理企画指導室長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について (依頼)

(終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組み)

令和 2 年 4 月 7 日付け国水下企第 1 号 下水道企画課長通知により、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下、「新型インフルエンザ等BCP」という。)に基づき各団体で現在講じている措置及び今後講じようとする措置等について報告をいただき、その内容を確認させて頂いたところ、団体内での業務の絞り込みや業務継続に向けた人員計画等の作成が完了していない団体が散見されました。

例えば、今この時に、貴団体の下水道従事者の罹患が判明した場合であっても、直ちに適切な措置が講じられるよう、改めて、業務継続に向けた取組を進めていただくようお願いするとともに、各団体における現在の取組み状況について、下記により改めて調査を実施しますので、ご多忙の折恐れ入りますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

7 都府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いします。

## 記

### 1. 調査対象

7 都府県(管内市町村を含む)及び関係政令指定都市

### 2. 調査内容(詳細は調査票及び調査要領を参照)

各下水道管理者の取組状況

3. 回答期限

令和2年4月23日（木）17時まで

4. 提出先及び提出にあたっての留意点

回答者は、直接以下のメールアドレスに提出して下さい。

メール件名及び調査票ファイル名を「【業務継続回答】〇〇都府県〇〇市  
町村名又は〇〇政令市名」として下さい。

5. 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室

保木（課長補佐）、高橋（指導係長）

[hqt-gesui-chousa@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-gesui-chousa@gxb.mlit.go.jp)

03-5253-8428（直通）

## 処理場の運転管理等の業務継続に向けた調査要領

### **0. 都府県、市町村名の記入**

※流域関連公共下水道を実施している市町村は、1.~4.まで回答、5.~7.は「該当なし」を選択し、備考欄に「流域関連公共」もしくは「一部流域関連公共」と記載してください。

### **1. 庁内外関係機関※及び委託先の連絡網の確認・整理**

緊急時に備え、庁内外関係機関や委託先との連絡網について確認、整理されているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

※例えば市町村であれば、庁内、都道府県（下水道部局だけでなく、衛生部局、保健所等も含む）、近隣市町村、日本下水道協会（本部・地方支部）、公社、各種業務委託先、報道機関、医療機関、その他の機関について、連絡先の整理が必要と考えられます。

### **2. 優先業務の絞り込み**

①職員が行っている業務について、優先業務の絞り込みを行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

②委託先で行っている業務（処理場）に関して、委託先に、優先業務の絞り込みの指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示】

### **3. 優先業務の実施に係る最低限必要な人員数の確認**

①職員が行っている業務について、最低限必要な人員数の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②確認中 ③未確認】

②委託先が行っている業務（処理場）に対して、最低限必要な人員数の確認を行うよう、委託先に指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示】

### **4. 処理場の運転主体**

処理場の運転主体について、直営、委託別に個所数を数字で選択して下さい。

※流域関連公共のみの場合は、いずれも0を選択し、以降の設問5. 6. 7. については、いずれも「該当なし」の回答を選択して下さい。

### **5. 処理場における従事者相互の感染防止**

①直営処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

②委託処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

## **6. 罹患者発生時の代替要員の確保状況**

- 6-1. 職員に罹患者が出た場合における代替要員の確保状況について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに代替要員の配置が可能 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- 6-1.で①、②を選択した場合は、代替要員として確保している範囲を「○」で選択して下さい。【①下水道部局内 ②庁内他部局 ③OB ④その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)
  
- 6-2. 処理場の委託先従事者に罹患者が出た場合における代替要員の確保に係る指示について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示済 ②一部は指示済み ③未指示 ④該当なし】
- 6-2.で①、②を選択した場合は、指示後の委託先の対応状況の確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部は確認済み ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、確認した委託先の対応について、次の選択肢から回答を選択して下さい。選択して下さい。【①直ちに配置可 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、代替要員の範囲について、「○」で選択して下さい。【①事務所内 ②他事務所 ③本社 ④OB ⑤近隣関係企業 ⑥その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)

## **7. 薬品等の備蓄状況の確認**

- 7-1. 薬品等の備蓄状況の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。  
【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中。 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- 7-2. 薬品等の今後の納品見通しに関する業者への確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】

## **8. 備考(その他の取組内容)**

その他取り組んでいる事項があれば、自由に記載して下さい。



6道府県下水道担当部長殿  
(北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府)  
関係政令指定都市下水道担当部長殿  
(札幌市、名古屋市、京都市)  
(各地方整備局建政部経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言対象地域の拡大を踏まえた  
終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組みについて(依頼)

令和2年4月16日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」(以下「緊急事態宣言」という。)の対象地域が、4月7日に発令された7都府県から、全都道府県に拡大する決定がなされました。

特に、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県については、4月7日に発令された7都府県と同程度にまん延が進んでいるとされ、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県が、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に位置づけられたところです。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラであり、感染拡大期にあっても、真に必要な業務に絞り込んだ上で、終末処理場の運転管理等の業務を継続させることが求められます。感染拡大期における業務継続に当たっては、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下「新型インフルエンザ等BCP」という。)に基づく取組みが有用であり、平成21年9月28日付け国都下管第8号下水道管理指導室長通知、平成28年12月6日付け事務連絡、令和2年2月5日付け事務連絡及び同月17日付け事務連絡、令和2年4月7日付け事務連絡により、各下水道管理者に対して、重ねて策定等を要請してきたところです。

今般新たに非常事態宣言の対象地域となり、かつ特定警戒都道府県に位置づけられた6道府県及び関係市町村におかれましては、各団体における新型インフルエンザ等BCP等に基づき、終末処理場の運転業務等を継続させるため、現在講じている措置等(具体的な措置の例については、別紙を参照願います。)について、下記によりご報告いただきますようお願いいたします。

また、今後万が一、職員又は委託先の業務従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、単独の下水道管理者のみで終末処理場の運転業務等を継続させることが困難となる事態が発生した場合の広域支援調整は、次のとおりお願いいたします。

- ・地方公共団体の職員が直営で終末処理場の運転業務等を行っている場合  
「下水道事業における災害時支援に関するルール」(平成28年12月 (公社)日本下水道協会)及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」

- (令和2年1月 災害時支援大都市連絡会議)に準じた広域支援調整を実施すること。
- ・終末処理場の運転業務等を民間事業者等に委託している場合
- 民間事業者等の広域支援(協力会社等による支援を含む。)については、都道府県又は政令指定都市にあっては都道府県又は政令指定都市から、政令指定都市以外の市町村にあっては都道府県を通じて、国土交通省下水道部に相談願います。

6 道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いします。

## 記

### 1. 調査対象

6 道府県(管内市町村を含む)及び関係政令指定都市

### 2. 調査内容(詳細は調査票及び調査要領を参照)

各下水道管理者の取組状況

(注) 下水道工事の発注手続きや、発注済みの下水道工事の取扱については、別途下水道事業課からの情報提供を参考にいただき、本報告の対象外とします。

### 3. 回答期限

令和2年4月23日(木)17時まで

### 4. 提出先及び提出にあたっての留意点

回答者は、直接以下のメールアドレスに提出して下さい。

メール件名及び調査票ファイル名を「【業務継続回答】〇〇道府県〇〇市町村名又は〇〇政令市名」として下さい。

道府県におかれましては、管内市町村(政令指定都市を除く。)の回答を取りまとめの上、ご提出願います。

### 5. 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室

保木(課長補佐)、高橋(指導係長)

hqt-gesui-chousa@gxb.mlit.go.jp

03-5253-8428(直通)

以上

## 処理場の運転管理等の業務継続に向けた調査要領

### 0. 道府県、市町村名の記入

※流域関連公共下水道を実施している市町村は、1.～4.まで回答、5.～7.は「該当なし」を選択し、備考欄に「流域関連公共」もしくは「一部流域関連公共」と記載してください。

### 1. 庁内外関係機関※及び委託先の連絡網の確認・整理

緊急時に備え、庁内外関係機関や委託先との連絡網について確認、整理されているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

※例えば市町村であれば、庁内、都道府県（下水道部局だけでなく、衛生部局、保健所等も含む）、近隣市町村、日本下水道協会（本部・地方支部）、公社、各種業務委託先、報道機関、医療機関、その他の機関について、連絡先の整理が必要と考えられます。

### 2. 優先業務の絞り込み

①職員が行っている業務について、優先業務の絞り込みを行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

②委託先で行っている業務（処理場）に関して、委託先に、優先業務の絞り込みの指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示、④該当なし】

※直営又は流域関連公共のみの場合は、④該当なしを選択して下さい。

### 3. 優先業務の実施に係る最低限必要な人員数の確認

①職員が行っている業務について、最低限必要な人員数の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②確認中 ③未確認】

②委託先が行っている業務（処理場）に対して、最低限必要な人員数の確認を行うよう、委託先に指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示】

### 4. 処理場の運転主体

処理場の運転主体について、直営、委託別に個所数を数字で選択して下さい。

※流域関連公共のみの場合は、いずれも0を選択し、以降の設問5. 6. 7. については、いずれも「該当なし」の回答を選択して下さい。

### 5. 処理場における従事者相互の感染防止

①直営処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

②委託処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

## 6. 罹患者発生時の代替要員の確保状況

- 6-1. 職員に罹患者が出た場合における代替要員の確保状況について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに代替要員の配置が可能 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- 6-1. で①、②を選択した場合は、代替要員として確保している範囲を「○」で選択して下さい。【①下水道部局内 ②庁内他部局 ③OB ④その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)
  
- 6-2. 処理場の委託先従事者に罹患者が出た場合における代替要員の確保に係る指示について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示済 ②一部は指示済み ③未指示 ④該当なし】
- 6-2. で①、②を選択した場合は、指示後の委託先の対応状況の確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部は確認済み ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、確認した委託先の対応について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに配置可 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、代替要員の範囲について、「○」で選択して下さい。【①事務所内 ②他事務所 ③本社 ④OB ⑤近隣関係企業 ⑥その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)

## 7. 薬品等の備蓄状況の確認

- 7-1. 薬品等の備蓄状況の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。  
【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中。 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- 7-2. 薬品等の今後の納品見通しに関する業者への確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】

## 8. 備考(その他の取組内容)

その他取り組んでいる事項があれば、自由に記載して下さい。

新型インフルエンザ等BCPに基づく下水道部局での措置例について（参考）

## 1 危機管理体制

### (1) 体制の整備

- ・下水道部局内の情報共有及び対応を協議するための対策本部を設置する。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る庁内の担当部局(保健部局、危機管理部局等)との情報連絡体制を構築し、感染状況や感染拡大防止対策に係る最新情報を収集する。
- ・庁外については、都道府県の下水道所管部局担当者や終末処理場等の運転管理業務の委託事業者等（以下「委託事業者等」という。）をはじめ、下水道事業の実施上必要となる関係者をリストアップし、常時連絡が取れるよう連絡網を作成して関係者で共有する。その際、個人情報の取扱いには十分注意する。

### (2) 職員等の感染状況の把握

- ・毎朝の検温等により、職員に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある場合の所属長等への報告及び自宅待機等を徹底する。
- ・委託事業者等に対しても、従業員の健康状況等の把握及び下水道管理者への報告を求める。

## 2 事業継続

### (1) 優先業務の絞り込み

- ・下水道機能を維持するために最低限必要な優先業務（運転管理業務、管路の閉塞解消業務等）をリストアップする。次の①～④に業務区分することも有用である。
  - ①新たに発生する業務としては、新型コロナウイルスに関する情報提供、感染拡大防止策の実施、職員の感染状況の把握、運転管理要員の確保、支払猶予等の相談受付などが考えられる。
  - ②継続業務としては、終末処理場やポンプ場等の運転管理、緊急工事・水質事故への対応などが考えられる。
  - ③縮小業務としては、緊急対応以外の事務が考えられる。
  - ④休止業務としては、緊急工事以外の工事、不急の会議・研修、施設見学・イベントなどが考えられる。

### (2) 人員計画の作成

- ・上記でリストアップした運転管理業務等に係る要員リストを作成する。リストの対象者は、下水道部局の職員を基本とするが、当該業務の経験者を確保することが有用であり、退職者や他部局等への転出者についてもリストへの追加を検討する（人事部局等ともあらかじめ調整しておくことが望ましい）。
- ・地域における感染状況の変化等を踏まえ、要員リストに基づき具体的な勤務シフト表等を作成する。

### (3) 委託事業者等との連携体制

- ・(1)の業務区分を委託事業者等に伝達し、業務実施計画等の見直しなど今後の進め方等について調整を開始し、必要な場合には指示等を行う。
- ・優先業務に係る委託事業者等に対しては、当該業務における委託事業者等における要員の確保及び業務の継続に関する体制を確認し、必要な場合には指示等を行う。

(4) 必要な物資の確認・確保等

- ・処理場における下水処理過程で必要な薬品等の在庫等を確認し、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後の調達が困難になるもの等について、関連業者等に確認するとともに、確保に向けた準備を整える。
- ・調達が困難になることが予想される物資等がある場合には、あらかじめ下水道の機能維持のための業務に最低限必要な分量の確保等に努めるとともに、他の下水道管理者や下水道関係団体との間で物資の確保に向けた連携体制を構築する。
- ・薬品等を委託事業者等が確保する契約となっている場合には、委託事業者等における物資の調達計画等を確認し、必要な場合には指示等を行う。

(5) 下水道利用者への情報提供

- ・利用者に下水道に対する不安を抱かせることのないよう、ホームページ等の広報媒体により、正確な情報発信に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施を検討するとともに、実施する場合には利用者に適切に周知する。
- ・利用者からの問い合わせに対して、的確に対応できるようにするために新型コロナウイルスに関する想定問答を作成する。

(参考)

○内閣官房（新型インフルエンザ等対策政府行動計画等）

新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成30年6月21日 一部改定）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

○厚生労働省（水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html>

事務連絡  
令和2年4月17日

各県下水道担当部長 殿  
各政令指定都市下水道担当部長 殿  
(各地方整備局等建政部等経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課管理企画指導室長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言対象地域の拡大を踏まえた  
終末処理場の運転管理業務等の継続に向けた取組みについて

本日令和2年4月17日付けで、別添のとおり、新型インフルエンザ等緊急事態措置に係る特定警戒都道府県となった6道府県、3政令指定都市の下水道担当部長宛てに、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課長より、通知を発出したところです。

昨日令和2年4月16日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の対象地域が、4月7日に発令された7都府県から、全都道府県に拡大する決定がなされました。

今後、新型コロナウイルス感染症に係る事態の変化等に応じて、特定警戒都道府県となった13都道府県以外の団体に対しても、同様に、弊省への報告を求める場合もあり得ますので、予めご了知いただき、対応に遺漏なきようお願いいたします。

県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願いいたします。

以上

国水下企第4号  
令和2年4月17日

6道府県下水道担当部長殿  
(北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府)  
関係政令指定都市下水道担当部長殿  
(札幌市、名古屋市、京都市)  
(各地方整備局建政部経由)

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言対象地域の拡大を踏まえた  
終末処理場の運転管理等の業務継続に向けた取組みについて(依頼)

令和2年4月16日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」(以下「緊急事態宣言」という。)の対象地域が、4月7日に発令された7都府県から、全都道府県に拡大する決定がなされました。

特に、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の6道府県については、4月7日に発令された7都府県と同程度にまん延が進んでいるとされ、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県の13都道府県が、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある「特定警戒都道府県」に位置づけられたところです。

下水道は、国民生活に不可欠な基幹的インフラであり、感染拡大期にあっても、真に必要な業務に絞り込んだ上で、終末処理場の運転管理等の業務を継続させることが求められます。感染拡大期における業務継続に当たっては、「新型インフルエンザ等に関する業務継続計画」(以下「新型インフルエンザ等BCP」という。)に基づく取組みが有用であり、平成21年9月28日付け国都下管第8号下水道管理指導室長通知、平成28年12月6日付け事務連絡、令和2年2月5日付け事務連絡及び同月17日付け事務連絡、令和2年4月7日付け事務連絡により、各下水道管理者に対して、重ねて策定等を要請してきたところです。

今般新たに非常事態宣言の対象地域となり、かつ特定警戒都道府県に位置づけられた6道府県及び関係市町村におかれましては、各団体における新型インフルエンザ等BCP等に基づき、終末処理場の運転業務等を継続させるため、現在講じている措置等(具体的な措置の例については、別紙を参照願います。)について、下記によりご報告いただきますようお願いいたします。

また、今後万が一、職員又は委託先の業務従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患したこと等により、単独の下水道管理者のみで終末処理場の運転業務等を継続させることが困難となる事態が発生した場合の広域支援調整は、次のとおりお願いいたします。

- ・地方公共団体の職員が直営で終末処理場の運転業務等を行っている場合  
「下水道事業における災害時支援に関するルール」(平成28年12月 (公社)日本下水道協会)及び「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」

- (令和2年1月 災害時支援大都市連絡会議)に準じた広域支援調整を実施すること。
- ・終末処理場の運転業務等を民間事業者等に委託している場合
- 民間事業者等の広域支援(協力会社等による支援を含む。)については、都道府県又は政令指定都市にあっては都道府県又は政令指定都市から、政令指定都市以外の市町村にあっては都道府県を通じて、国土交通省下水道部に相談願います。

6 道府県におかれましては、この旨管内市町村(政令指定都市を除く。)への周知をお願いします。

## 記

### 1. 調査対象

6 道府県(管内市町村を含む)及び関係政令指定都市

### 2. 調査内容(詳細は調査票及び調査要領を参照)

各下水道管理者の取組状況

(注) 下水道工事の発注手続きや、発注済みの下水道工事の取扱については、別途下水道事業課からの情報提供を参考にいただき、本報告の対象外とします。

### 3. 回答期限

令和2年4月23日(木)17時まで

### 4. 提出先及び提出にあたっての留意点

回答者は、直接以下のメールアドレスに提出して下さい。

メール件名及び調査票ファイル名を「【業務継続回答】〇〇道府県〇〇市町村名又は〇〇政令市名」として下さい。

道府県におかれましては、管内市町村(政令指定都市を除く。)の回答を取りまとめの上、ご提出願います。

### 5. 問合せ先

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室

保木(課長補佐)、高橋(指導係長)

hqt-gesui-chousa@gxb.mlit.go.jp

03-5253-8428(直通)

以上

## 処理場の運転管理等の業務継続に向けた調査要領

### 0. 道府県、市町村名の記入

※流域関連公共下水道を実施している市町村は、1.～4.まで回答、5.～7.は「該当なし」を選択し、備考欄に「流域関連公共」もしくは「一部流域関連公共」と記載してください。

### 1. 庁内外関係機関※及び委託先の連絡網の確認・整理

緊急時に備え、庁内外関係機関や委託先との連絡網について確認、整理されているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

※例えば市町村であれば、庁内、都道府県（下水道部局だけでなく、衛生部局、保健所等も含む）、近隣市町村、日本下水道協会（本部・地方支部）、公社、各種業務委託先、報道機関、医療機関、その他の機関について、連絡先の整理が必要と考えられます。

### 2. 優先業務の絞り込み

①職員が行っている業務について、優先業務の絞り込みを行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①整理済 ②整理中 ③未整理】

②委託先で行っている業務（処理場）に関して、委託先に、優先業務の絞り込みの指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示、④該当なし】

※直営又は流域関連公共のみの場合は、④該当なしを選択して下さい。

### 3. 優先業務の実施に係る最低限必要な人員数の確認

①職員が行っている業務について、最低限必要な人員数の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②確認中 ③未確認】

②委託先が行っている業務（処理場）に対して、最低限必要な人員数の確認を行うよう、委託先に指示及び確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示・確認済、②指示済・未確認、③未指示】

### 4. 処理場の運転主体

処理場の運転主体について、直営、委託別に個所数を数字で選択して下さい。

※流域関連公共のみの場合は、いずれも0を選択し、以降の設問5. 6. 7. については、いずれも「該当なし」の回答を選択して下さい。

### 5. 処理場における従事者相互の感染防止

①直営処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

②委託処理場における従事者相互の感染防止について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①実施済 ②一部実施済み ③調整中 ④未実施 ⑤該当なし】

## 6. 罹患者発生時の代替要員の確保状況

- 6-1. 職員に罹患者が出た場合における代替要員の確保状況について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに代替要員の配置が可能 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- 6-1. で①、②を選択した場合は、代替要員として確保している範囲を「○」で選択して下さい。【①下水道部局内 ②庁内他部局 ③OB ④その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)
  
- 6-2. 処理場の委託先従事者に罹患者が出た場合における代替要員の確保に係る指示について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①指示済 ②一部は指示済み ③未指示 ④該当なし】
- 6-2. で①、②を選択した場合は、指示後の委託先の対応状況の確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部は確認済み ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、確認した委託先の対応について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①直ちに配置可 ②一部は直ちに配置可能。その他調整中。③現在調整中 ④罹患者発生後に具体的配置を調整予定 ⑤未検討 ⑥該当なし】
- さらに、①、②を選択した場合、代替要員の範囲について、「○」で選択して下さい。【①事務所内 ②他事務所 ③本社 ④OB ⑤近隣関係企業 ⑥その他】(複選択可。なお、処理場ごとに範囲が異なる場合でも、該当するものは全て選択して下さい。)

## 7. 薬品等の備蓄状況の確認

- 7-1. 薬品等の備蓄状況の確認を行っているか、次の選択肢から回答を選択して下さい。  
【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中。 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】
- 7-2. 薬品等の今後の納品見通しに関する業者への確認について、次の選択肢から回答を選択して下さい。【①確認済 ②一部確認済み。その他確認中 ③確認中 ④未確認 ⑤該当なし】

## 8. 備考(その他の取組内容)

その他取り組んでいる事項があれば、自由に記載して下さい。

新型インフルエンザ等BCPに基づく下水道部局での措置例について（参考）

## 1 危機管理体制

### (1) 体制の整備

- ・下水道部局内の情報共有及び対応を協議するための対策本部を設置する。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る庁内の担当部局(保健部局、危機管理部局等)との情報連絡体制を構築し、感染状況や感染拡大防止対策に係る最新情報を収集する。
- ・庁外については、都道府県の下水道所管部局担当者や終末処理場等の運転管理業務の委託事業者等（以下「委託事業者等」という。）をはじめ、下水道事業の実施上必要となる関係者をリストアップし、常時連絡が取れるよう連絡網を作成して関係者で共有する。その際、個人情報の取扱いには十分注意する。

### (2) 職員等の感染状況の把握

- ・毎朝の検温等により、職員に新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる症状がある場合の所属長等への報告及び自宅待機等を徹底する。
- ・委託事業者等に対しても、従業員の健康状況等の把握及び下水道管理者への報告を求める。

## 2 事業継続

### (1) 優先業務の絞り込み

- ・下水道機能を維持するために最低限必要な優先業務（運転管理業務、管路の閉塞解消業務等）をリストアップする。次の①～④に業務区分することも有用である。
  - ①新たに発生する業務としては、新型コロナウイルスに関する情報提供、感染拡大防止策の実施、職員の感染状況の把握、運転管理要員の確保、支払猶予等の相談受付などが考えられる。
  - ②継続業務としては、終末処理場やポンプ場等の運転管理、緊急工事・水質事故への対応などが考えられる。
  - ③縮小業務としては、緊急対応以外の事務が考えられる。
  - ④休止業務としては、緊急工事以外の工事、不急の会議・研修、施設見学・イベントなどが考えられる。

### (2) 人員計画の作成

- ・上記でリストアップした運転管理業務等に係る要員リストを作成する。リストの対象者は、下水道部局の職員を基本とするが、当該業務の経験者を確保することが有用であり、退職者や他部局等への転出者についてもリストへの追加を検討する（人事部局等ともあらかじめ調整しておくことが望ましい）。
- ・地域における感染状況の変化等を踏まえ、要員リストに基づき具体的な勤務シフト表等を作成する。

### (3) 委託事業者等との連携体制

- ・(1)の業務区分を委託事業者等に伝達し、業務実施計画等の見直しなど今後の進め方等について調整を開始し、必要な場合には指示等を行う。
- ・優先業務に係る委託事業者等に対しては、当該業務における委託事業者等における要員の確保及び業務の継続に関する体制を確認し、必要な場合には指示等を行う。

(4) 必要な物資の確認・確保等

- ・処理場における下水処理過程で必要な薬品等の在庫等を確認し、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後の調達が困難になるもの等について、関連業者等に確認するとともに、確保に向けた準備を整える。
- ・調達が困難になることが予想される物資等がある場合には、あらかじめ下水道の機能維持のための業務に最低限必要な分量の確保等に努めるとともに、他の下水道管理者や下水道関係団体との間で物資の確保に向けた連携体制を構築する。
- ・薬品等を委託事業者等が確保する契約となっている場合には、委託事業者等における物資の調達計画等を確認し、必要な場合には指示等を行う。

(5) 下水道利用者への情報提供

- ・利用者に下水道に対する不安を抱かせることのないよう、ホームページ等の広報媒体により、正確な情報発信に努める。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、下水道使用料の支払猶予等の柔軟な措置の実施を検討するとともに、実施する場合には利用者に適切に周知する。
- ・利用者からの問い合わせに対して、的確に対応できるようにするために新型コロナウイルスに関する想定問答を作成する。

(参考)

○内閣官房（新型インフルエンザ等対策政府行動計画等）

新型インフルエンザ等対策ガイドライン（平成30年6月21日 一部改定）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/keikaku.html>

○厚生労働省（水道事業者等における新型インフルエンザ対策の推進について）

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/h21/210223-1.html>



令和2年4月17日

各都道府県下水道担当部長 殿

各政令指定都市下水道担当部長 殿

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

下水道企画課管理企画指導室長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

(支払猶予等の措置に関する第3回調査依頼)

3月18日付け国水下企第97号の通知において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付の貸付対象者をはじめ、一時的に下水道使用料の支払に困難を来している下水道使用者を対象として、地域の実情に応じ、福祉部局及び水道部局とも十分に連絡・連携しつつ、支払を猶予する等の柔軟な措置の実施を検討いただきますようお願いしたところです。

令和2年4月16日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」（以下「緊急事態宣言」という。）の対象地域が、4月7日に発令された7都府県から、全都道府県に拡大する決定がなされたことを踏まえ、改めて支払を猶予する等の柔軟な措置の実施について、検討いただきますようお願い致します。

各公共下水道管理者における下水道使用料の支払猶予等の措置の実施状況については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（調査依頼）」（令和2年3月24日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（調査依頼）」（令和2年4月10日付け事務連絡）により調査させていただいたところですが、下記のとおり第3回の調査を実施させていただきます。

（第2回調査の結果につきましては、集計が終わり次第、情報提供させていただきます。下水道使用料の支払い猶予等については、国会での関心も高く、4月2日衆議院総務委員会での本村伸子議員からの質疑や同月6日参議院決算委員会での小西洋之議員からの質疑、4月7日参議院議院運営委員会での平木大作議員からの質疑への対応をはじめ、参議院連舫議員からの資料要求等で、調査結果を活用させて頂いております。）

各公共下水道管理者におかれましては、ご多忙の折、度々恐れ入りますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い致します。

都道府県におかれましては、この旨管内市町村（政令指定都市を除く。）への周知をお願い致します。

## 記

### 1. 調査対象

公共下水道事業実施団体（特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む。）

※第1回調査及び第2回調査で、下水道使用料の支払い猶予等について、「実施予定なし」と回答した下水道管理者におかれましても回答願います。

### 2. 調査内容（詳細は調査票③を参照）

支払猶予等の措置の実施状況

### 3. 回答期限

令和2年4月24日（金）17時まで

### 4. 提出・問い合わせ先

回答者は、各都道府県を経由することなく、直接、以下のメールアドレスに提出して下さい。  
また、メール件名及び調査票ファイル名は「【支払猶予③回答】(〇〇都道府県〇〇市町村名)」  
として下さい。

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道企画課 管理企画指導室

保木（課長補佐）、高橋（指導係長）

hqt-yuyo-a@gxb.mlit.go.jp

以上

【調査票】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
団体名 (都道府県)	団体名 (市町村名)	下水道使用料の 支払猶予等の措 置の実施状況 実施中 今後実施予定 検討中 実施予定無し	新型コロナウイルス 感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者に支払い猶予 を受けた件数	新型コロナウイルス 感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者に支払い猶予 を実施した件数	新型コロナウイルス 感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者に支払い猶予 を実施した金額の合 計額(単位:円)	新型コロナウイルス 感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者から相談を受 けた件数	新型コロナウイルス 感染症の影響で支 払いが困難となった 使用者に支払い猶予 を実施した件数	新型コロナウイルス 感染症の影響で支 払いが困難となっ た使用者に支払い猶予 を実施した金額の合 計額(単位:円)	備考 左記の回答について の補足事項、猶予期 間を通常時より延長 した場合、減免を実 施したら、内容、案件 数、合計金額、使用 者の区分等を記入し てください。
		調査事項							
		回答欄							

【記入にあたっての留意事項】

回答は(1)家庭用、(2)家庭用以外に分けて記入してください。下水道管理者において用途別料金体系以外を採用している場合にも、会社名で契約している使用者等、家庭用以外で使用していると判断される使用者の情報は「(2)」の回答欄に記入してください。

回答の内、相談を受けた件数、支払い猶予等(分割納付を含む)を実際に実施した件数は、一個人(世帯)または一法人を一件として、回答欄には数字のみ記入してください。

支払い猶予を実施した金額は、猶予を行った案件の合計額を円単位で集計し、回答欄には数字のみ記入してください。

～ の回答は令和2年3月18日以降に下水道管理者が相談受付又は支払い猶予を決定した案件について令和2年4月23日時点までの情報を集計してください。猶予対象となる料金が、3月18日以前の使用分である場合も含まれます。(徴収事務を委託している場合、委託先が受け付けた相談の件数も計上願います。)

特別な対応を行っておらず、調査項目に該当する件数、金額がない場合は、回答欄に「該当なし」と記入してください。